



つながりが生みだす豊かな暮らし

～一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる～

大和市地域福祉計画

第5期 2019年度（平成31年度）～2023年度（平成35年度）

（案）

2018年（平成30年）11月

大和市

計画書構成案（目次案）

I 地域福祉計画の考え方

1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の根拠となる法律	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	6
5. 計画策定の体制	7

II 地域福祉をめぐる動向

1. 国の動向	8
2. 地域福祉活動を取り巻く動向	13

III 市の現状と課題

1. 大和市の人口・世帯	14
2. 地域の支援ニーズ	15
3. 地域福祉の担い手	23
4. 市民の意識	30
5. 第4期大和市地域福祉計画における取り組み	33

IV 目指すべき地域福祉の姿と計画の柱

1. 基本理念	37
2. 基本目標	38
3. 施策の体系	39

V 個別目標の展開

基本目標 1

一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち……………	40
【個別目標 1】 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます……………	40
【個別目標 2】 相談体制を整え情報提供を充実します……………	43
【個別目標 3】 包括的な支援体制を整えます……………	46
【個別目標 4】 権利擁護の仕組みづくりを推進します……………	49

基本目標 2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち……………	52
【個別目標 5】 福祉への理解と関心を高めます……………	52
【個別目標 6】 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します……………	54
【個別目標 7】 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります……………	56
【個別目標 8】 地域福祉活動団体との連携をすすめます……………	58

VI 成年後見制度利用促進基本方針

1. 基本方針の趣旨と位置付け……………	60
2. 現状と課題……………	61
3. 基本的な考え方……………	62
4. 取組みの方向性……………	63

I 地域福祉計画の考え方

1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨

○社会の状況

全国的に、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、自助[※]のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

これらの結果として、ダブルケア[※]や生活困窮者の社会的な孤立、8050問題[※]等、必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。2025年には65歳以上の人口が国民の3分の1を占め、また、2040年には65歳以上の人口がピークに達すると見込まれており、今後、このような問題はさらに深刻になることが想定されます。

このような中、共助[※]を担ってきた社会保険、公助[※]を担ってきた公的福祉も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題として位置づけられてきました。今後の少子高齢化や経済成長の鈍化等の状況を見すえ、個別制度の見直しにとどまらない、自助・共助・公助全体のより適切なあり方の再構築が求められています。

既に、制度改革の一環として福祉に係る改革も進められています。福祉の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがはじまりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域の実状に応じたしくみづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、2017年（平成29年）には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

※ 【自助】：他の力に依存せず、独力で事をなすこと。

※ 【ダブルケア】：子育てと老親の介護を同時期に行うこと。

※ 【8050問題】：80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題。若者の引きこもりが長引き、親子ともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。

※ 【共助】：地域の共同体において身を守り助け合うこと

※ 【公助】：公的機関によって提供される援助

○大和市の状況

市では、地域福祉計画の策定が努力義務化される以前の2003年（平成15年）に大和市地域福祉計画を策定し、改定してきました。2014年度（平成26年度）には、第4期大和市地域福祉計画（以下、「前計画」といいます）を策定し、「つながりが生み出す豊かな暮らし」を基本理念として、その実現のため9つの個別目標に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。また、2018年（平成30年）には、「70歳代を高齢者と言わない都市やまと」宣言を行いました。これは、この世代の方々の生涯現役意識を高めるとともに、支えを必要とする方には手を差し伸べながら、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいという考えに基づき、行ったものです。これらの取り組みは、国が示している「地域共生社会」と整合するものであり、大和市版の「地域共生社会」づくりの象徴的、先導的な取り組みとなるものです。

また、地域の団体による避難行動要支援者名簿の共有や「協議体」の設置など、地域による支え合いを促進する取り組みも広がっており、地域福祉は着実に推進されていますが、今後さらに進展が予想される人口減少・少子高齢化や、高齢者、児童等に対する虐待、社会的孤立など複雑化する地域の課題に対応する取り組み、また、第2のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援制度の推進や権利擁護の推進など、安心を制度的に支える取り組みが一層求められています。

さらに、今後は、市においても死亡数が急速に増加し、人口が減少していく多死社会に向き合っていくこととなります。「看取り」や「終末期医療」のあり方は既に社会問題となっており、「終活」という言葉も社会に幅広く定着しています。血縁・地縁が希薄になった社会においても、誰もが地域で自分らしく人生を最後まで充実して過ごせるようにしていくこと、そして、自分らしく最後を迎えられるようにしていくことが、今後の地域福祉の役割としてより一層重視されていくと見込まれます。非常に重いテーマですが、それゆえに、市が本格的な多死社会を迎えるにあたり、前もって取り組んでいくことが求められています。

2018年度（平成30年度）をもって前計画の計画期間が終了することから、国の制度改革や社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や市の取り組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう「第5期大和市地域福祉計画」（以下、「本計画」といいます）を策定します。

2. 計画の根拠となる法律

2017年（平成29年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。本計画は、この規定を根拠として、福祉分野の上位計画として策定するものです。

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

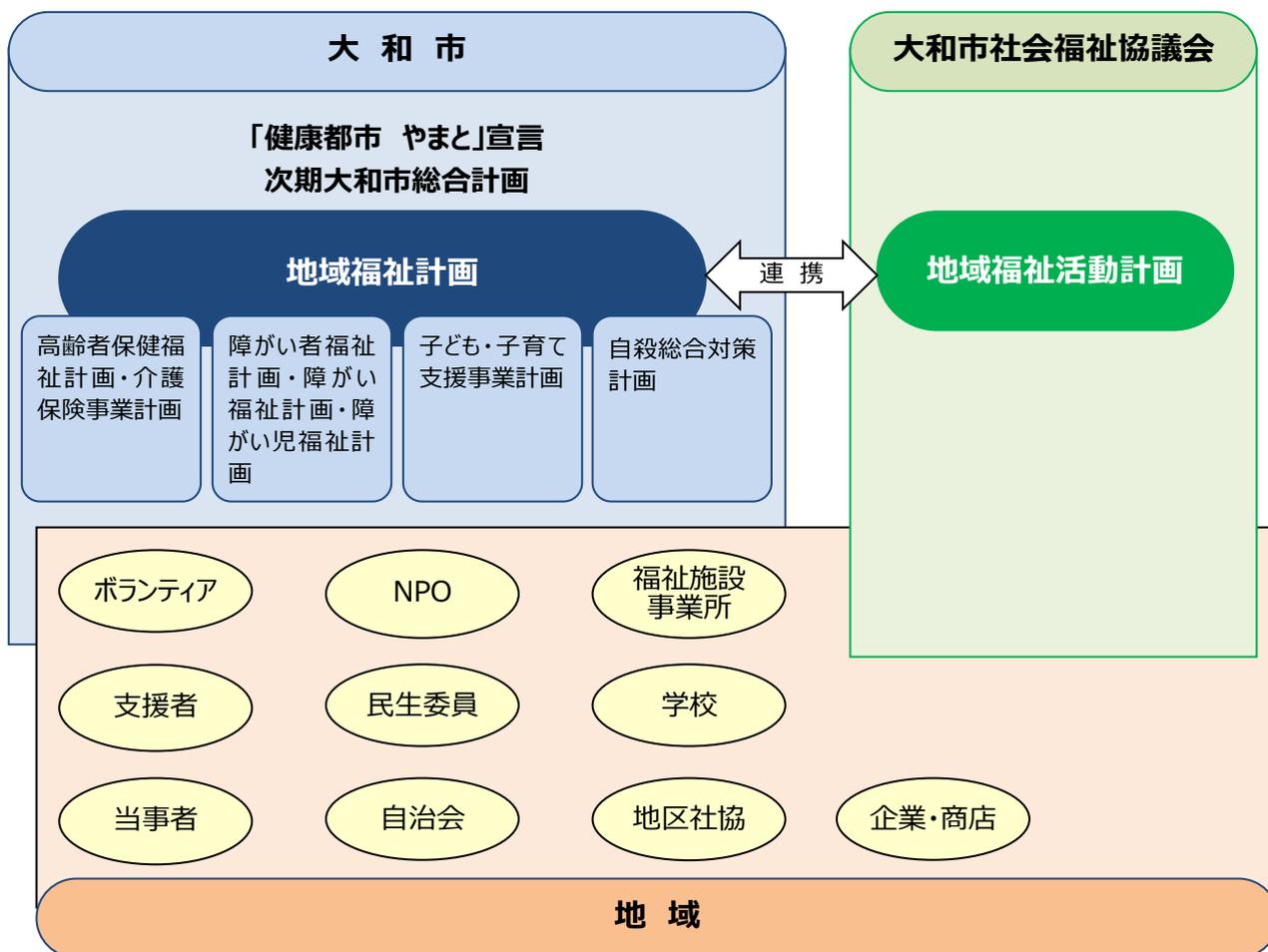
3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画と位置づけられます。市の行政計画として、地域福祉推進組織である市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます）が策定する大和市社協地域福祉活動計画と連携しながら地域福祉を推進します。

また、次期大和市総合計画に則した福祉分野の計画であり、「健康都市 やまと」宣言のもと、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、やまと自殺総合対策計画、子ども・子育て支援事業計画等、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。福祉分野の個別計画の上位計画として、各計画の推進にあたって重要となる地域力の向上を図るとともに、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むための共通の方向性を示します。

さらに、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という）の策定に向けて基本方針を示します。

《計画の位置づけ》



《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

地域福祉計画

**福祉のまちづくり・地域社会を巻き込む取組
(個別計画を横断する取組)**

- ・地域包括ケアシステム（包括的で継続的支援）
- ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- ・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- ・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- ・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進）
- ・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン 等

地域福祉計画で
総合化

<p>高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画</p>	<p>障がい者福祉計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画</p>	<p>子ども・子育て支援 事業計画</p>	<p>自殺総合対策計画</p>
<p>高齢者保健福祉施策 (高齢の方を対象とする 専門的施策)</p>	<p>障がい者・児福祉施策 (障がい者・児を対象とする 専門的施策)</p>	<p>子ども・子育て支援施策 (子ども・子育てを対象 とする専門的施策)</p>	<p>自殺総合対策 (自殺に関する専門的施策)</p>

4. 計画の期間

本計画の期間は、次期大和市総合計画前期基本計画と整合を図り、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。

2025年問題（団塊の世代がすべて75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上となる年）の直前までが計画期間となります。

《計画の期間》

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	
総合計画	第8次	次期総合計画（前期基本計画）							2025年問題 （国民の3人に1人が75歳以上、5人に1人が65歳以上となる）
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期		第8期						
障がい者福祉計画	(5カ年)		(5カ年)						
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第5期・第1期		第6期・第2期						
子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期						
自殺総合対策計画		第1期							
地域福祉計画	第4期	第5期地域福祉計画（5カ年）							
社協地域福祉活動計画	第5次	第6次（5カ年）							

5. 計画策定の体制

本計画は、大和市民参加推進条例に則り、審議会設置、意向調査、意見公募（パブリックコメント）を実施して策定します。

①社会福祉審議会の開催

市長の諮問機関として、市議会議員、地域福祉団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者、保健医療・福祉施設の代表者、公募市民等で構成される社会福祉審議会にて審議を行います。

②地域福祉計画検討会議の開催

計画策定に関する庁内検討組織として、庁内10課及び市社協で構成される地域福祉計画検討会議にて検討を行います。

③意識調査の実施

2018年（平成30年）1月11日から1月25日にかけて以下の調査を実施し、市民、関係団体の意識を把握しました。

《意識調査の実施》

調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
市民意識調査	市民（18歳以上。無作為抽出）	3,000人	1,035人	34.5%
関係団体等意識調査	民生委員・児童委員	274人	235人	85.8%
	自治会	155団体	127団体	81.9%
	地区社会福祉協議会	11地区	11地区	100.0%
	市所管社会福祉法人	17法人	15法人	88.2%
	当事者団体	5団体	4団体	80.0%
専門職ヒアリング	職能団体	4団体	(ヒアリングを実施)	

④パブリックコメントの実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、パブリックコメントを実施します。

Ⅱ 地域福祉をめぐる動向

1. 国の動向

○社会保障制度改革の全体の動向

2013年（平成25年）8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

2015年（平成27年）に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という3つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、2016年（平成28年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

2017年（平成29年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の5点が示されました。

従来、市町村には高齢の方、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が

求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改革等の動向》

年月	法令・方針等	要点
2013年 (H25年) 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2013年 (H25年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
2015年 (H27年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (H28年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 福祉人材の確保の促進等の措置 (2017年(平成29年)4月施行。一部2016年(平成28年)3月・4月施行)
2016年 (H28年) 4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (2016年(平成28年)5月施行)
2016年 (H28年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
2017年 (H29年) 5月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (2017年(平成29年)6月公布、2018年(平成30年)4月施行)
	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (H29年) 9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる」社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

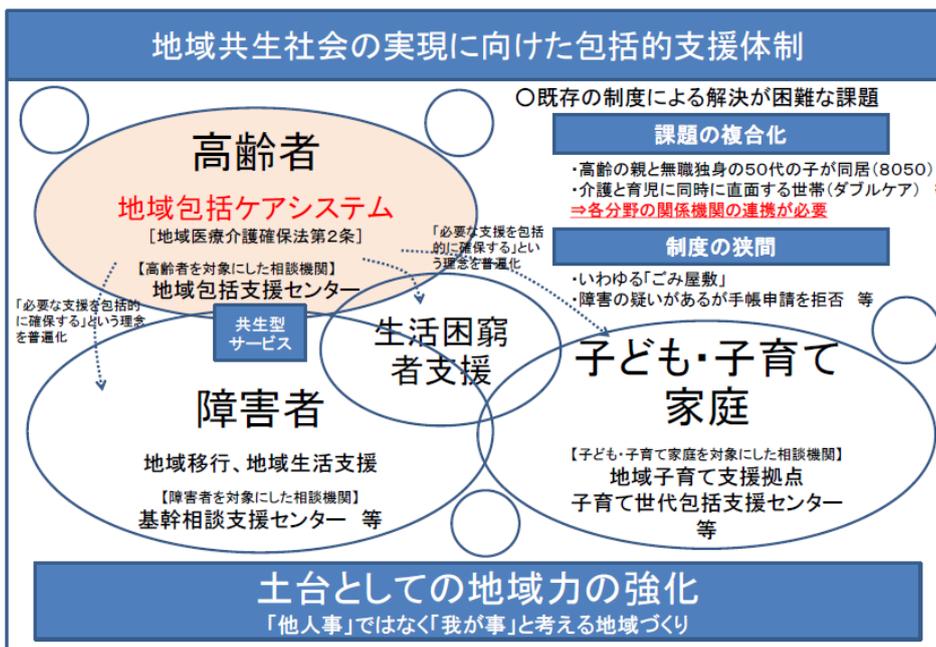
《「地域共生社会」の実現に向けて（概要）》



出典：厚生労働省

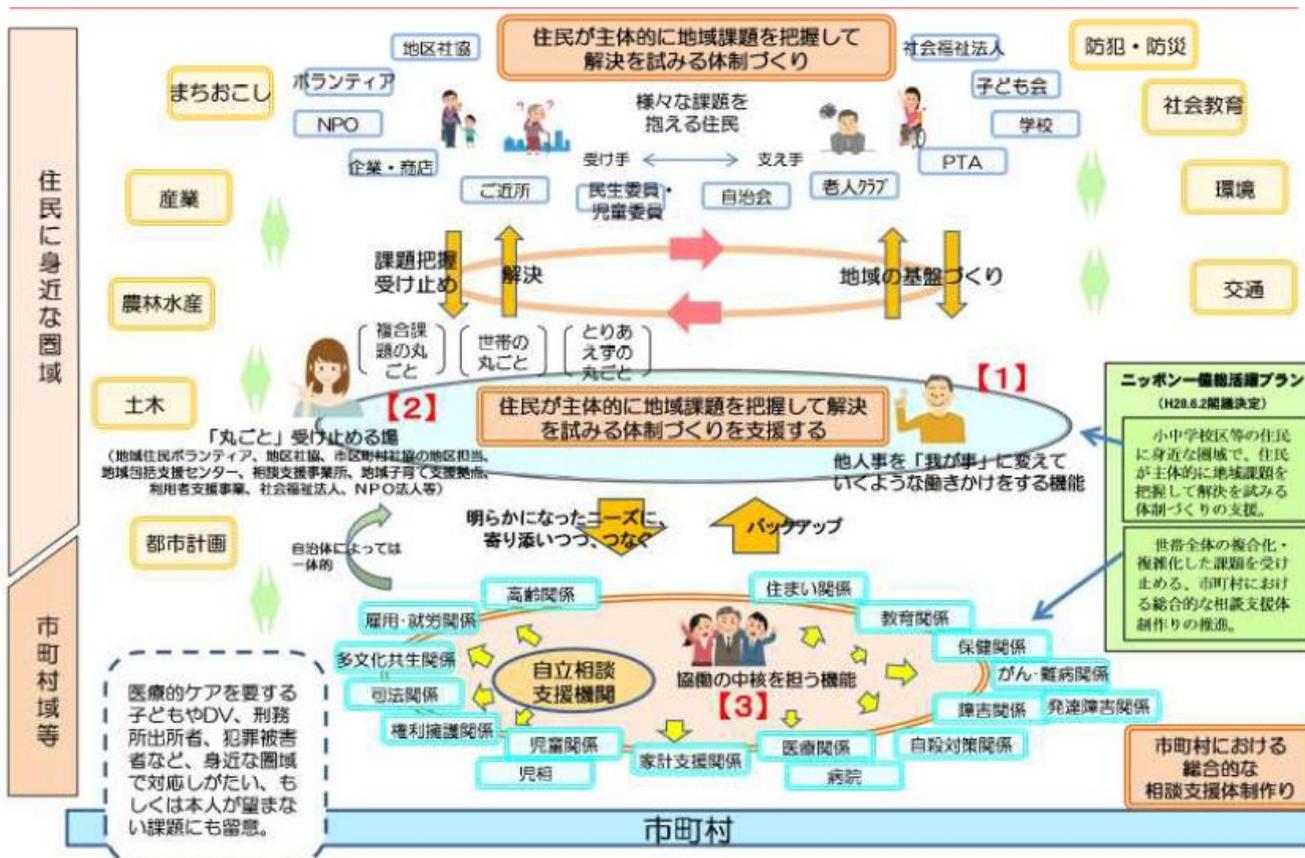
地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典：厚生労働省

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

○「2040年問題」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、2018年（平成30年）に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

以上の対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダー[※]への転換が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー[※]等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー[※]の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求められています。

以上を踏まえ、2018年からの「第32次地方制度調査会」では最適な公共私のあるあり方等について、調査審議が行われています。

※ 【プラットフォーム・ビルダー】：基盤づくり（役）。

※ 【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障害者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上で不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※ 【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

2. 地域福祉活動を取り巻く動向

○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、2016年（平成28年）に社会福祉法が改正されました。第24条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取り組みを通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

○地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域福祉活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではNPO法人^{*}等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、NPO法人等が年々増加しています。

また、地域社会への貢献も含むCSR^{*}活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

○地域福祉活動の資金調達方法の多様化

地域福祉活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング^{*}が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化しています。地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが必要となっています。

^{*}【NPO法人】（NPO：Non Profit Organization）：特定非営利活動法人。

^{*}【CSR】（CSR：Corporate Social Responsibility）：企業の社会的責任。

^{*}【クラウドファンディング】：不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われている。

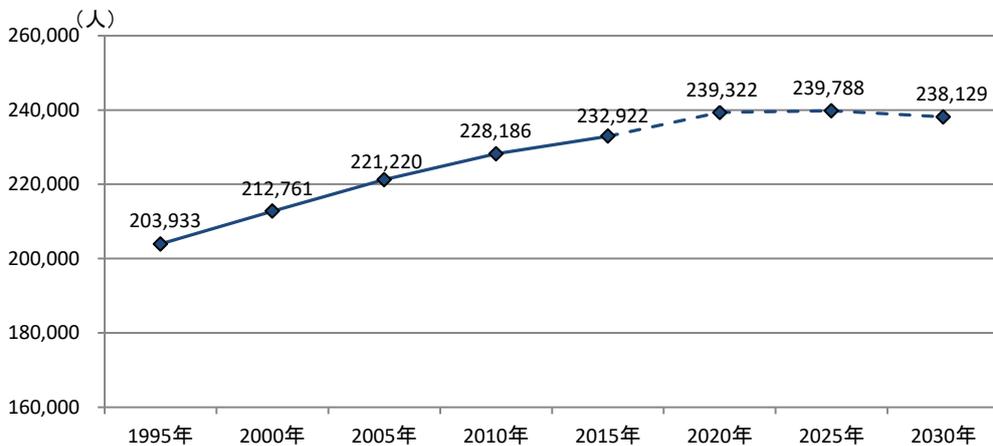
Ⅲ 市の現状と課題

1. 大和市の人口・世帯

①人口・世帯数の推移

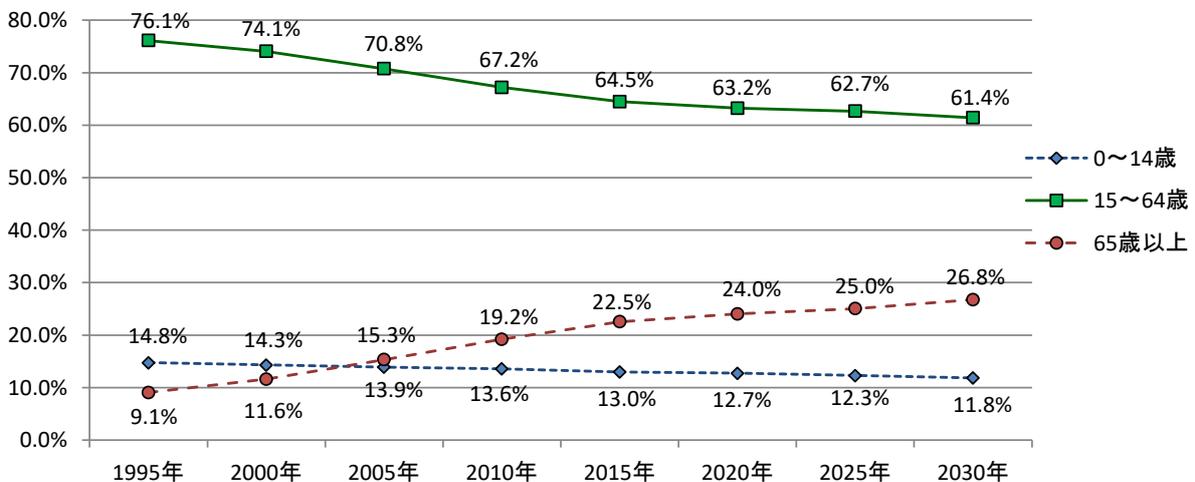
市の総人口は、市制施行以来一貫して増加してきました。しかし、今後は2023年（平成35年）まで増加し、その後は徐々に減少していくと予測されています。年齢別の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、2025年（平成37年）には約4人に1人が65歳以上の市民になると予測されています。

《総人口の推移・推計》



資料：1990年～2018年は住民基本台帳（各年4月1日）、2019年～2028年は大和市総合計画推計値、2029年以降は大和市総合計画参考値

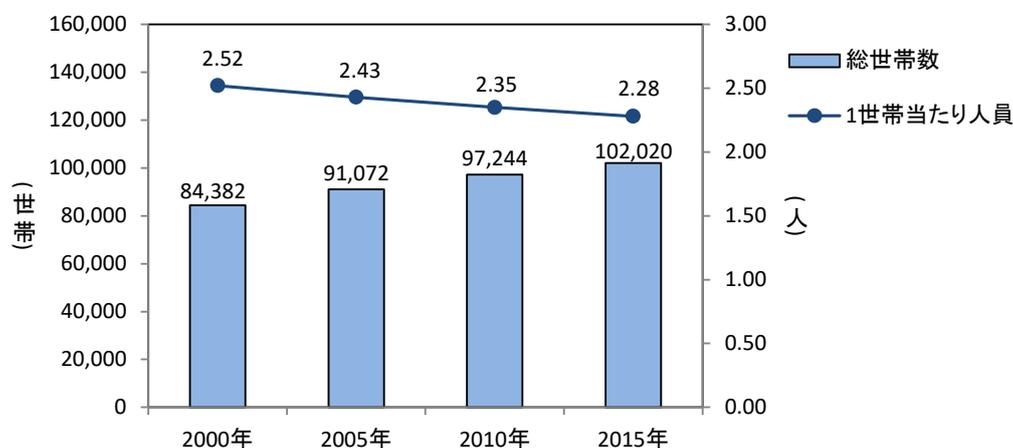
《年齢3階層別人口構成比の推移》



資料：1995年、2000年、2005年は国勢調査、2010年～2018年は住民基本台帳、2019年～2028年は大和市総合計画推計値、2029年以降は大和市総合計画参考値

市の世帯数は一貫して増加しており、2015年（平成27年）には10万世帯を越えました。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2015年（平成27年）には2.28人となっています。

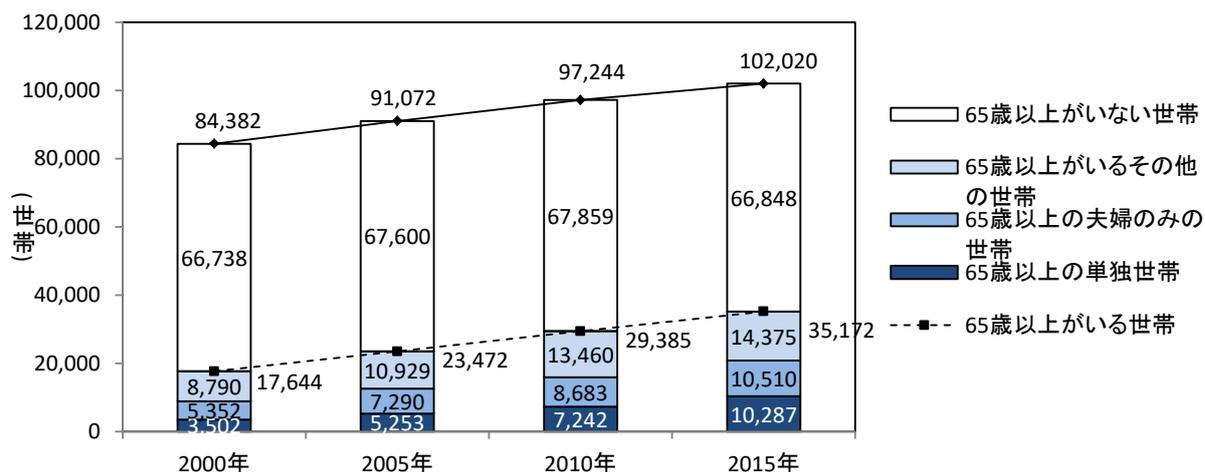
《世帯数の推移》



資料：国勢調査

65歳以上の人がある世帯は、単身世帯、夫婦のみの世帯、その他の世帯のいずれも増加傾向にあり、2015年（平成27年）には合計で35,172世帯となりました。世帯全体に占める割合は34.5%にのぼっています。また、このうち、65歳以上の単身世帯、夫婦のみの世帯も、それぞれ1万世帯を越えました。

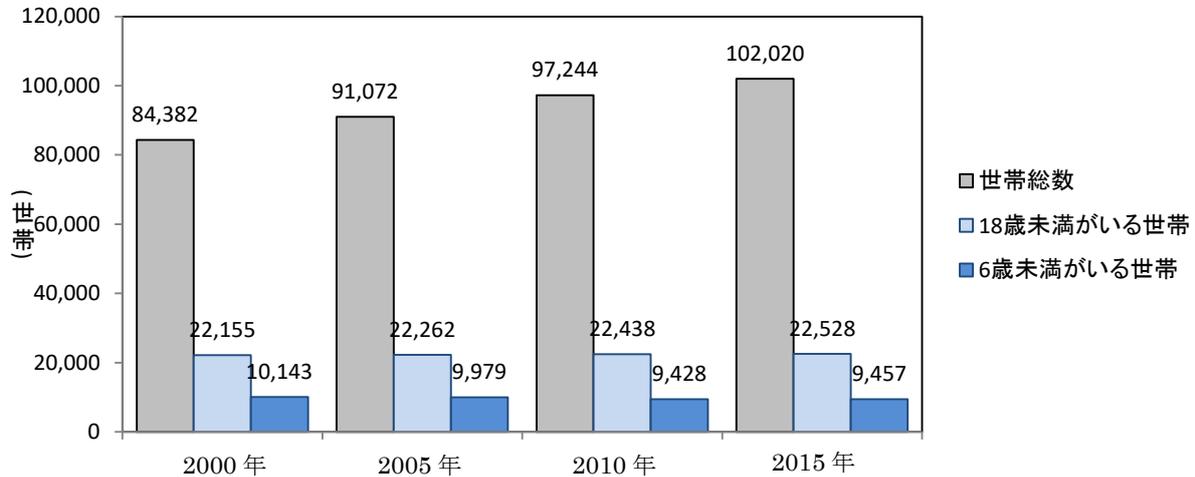
《65歳以上の人がある世帯数の推移》



資料：国勢調査

18歳未満の子どものいる世帯数は22,000世帯台で微増していますが、6歳未満の子どもがいる世帯は1万世帯を割って微減傾向にあります。このことから今後は18歳未満の子どもがいる世帯数も減少に転じると見込まれます。

《18歳未満の子どものいる世帯数の推移》

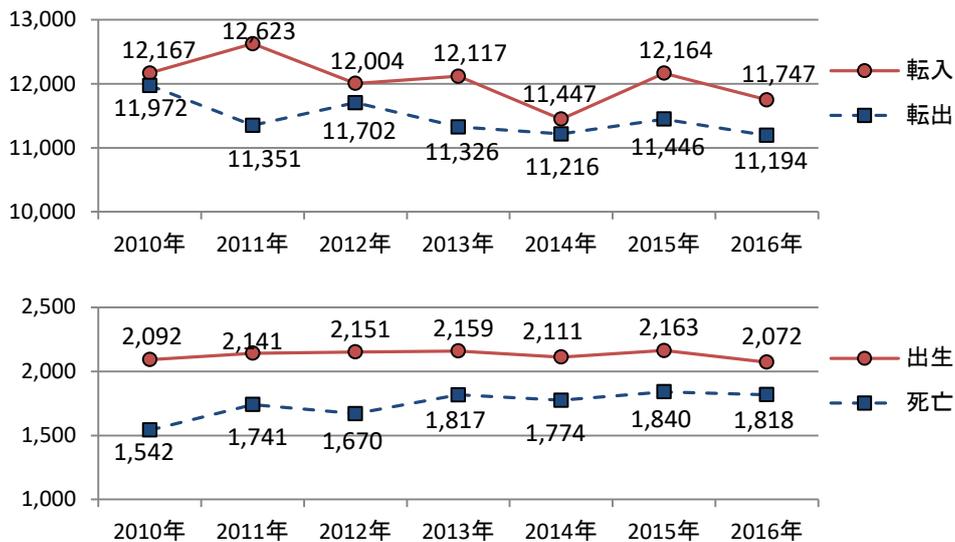


資料：国勢調査

②人口動態

市では、転入数が転出数を上回り、また、出生数が死亡数を上回ってきました。ただし、近年は、出生数が横ばいにある一方で、死亡数は増加傾向にあります。今後は、死亡数が出生数を上回ると見込まれます。多死社会に向けた取り組みが重視されます。

《出生数、死亡数、転入数、転出数の推移》



資料：大和市統計概要

③地域別の人口の推移

市の人口増減の状況は、地域によって大きく異なっています。2013年（平成25年）から2018年（平成30年）にかけては、北部の下鶴間地区、中央林間地区等や、中部の深見大和地区等で人口が増加しており、一方、南部の福田北地区、福田南地区、桜丘地区では人口が減少しています。南部では65歳以上の人口の割合も高くなっています。

人口増加が顕著な地域では、転入者も含めた地域コミュニティの形成、人口減少が顕著な地域では従来の地縁活動の維持や再構築が求められます。

《地域別の人口増減と高齢化の状況》

地区	人口（人）		65歳以上人口（人）（割合％）		人口増減率	65歳以上人口増減率
	2013年 （平成25年）	2018年 （平成30年）	2013年 （平成25年）	2018年 （平成30年）	2013～2018年	2013～2018年
大和市全域	231,822	236,840	47,779（20.6％）	55,843（23.6％）	2.2%	16.9%
下鶴間地区	36,676	39,005	6,373（17.4％）	7,928（20.3％）	6.4%	24.4%
中央林間地区	26,404	27,496	4,423（16.8％）	5,168（18.8％）	4.1%	16.8%
南林間地区	28,282	28,629	5,958（21.1％）	6,882（24.0％）	1.2%	15.5%
鶴間地区	21,951	22,438	4,927（22.4％）	5,800（ 25.8％ ）	2.2%	17.7%
深見大和地区	26,235	27,633	4,790（18.3％）	5,671（20.5％）	5.3%	18.4%
上草柳地区	14,688	14,786	2,754（18.8％）	3,233（21.9％）	0.7%	17.4%
中央地区	17,198	17,415	3,608（21.0％）	4,366（ 25.1％ ）	1.3%	21.0%
桜丘地区	9,757	9,708	2,603（ 26.7％ ）	2,824（ 29.1％ ）	-0.5%	8.5%
和田地区	12,665	12,795	3,734（ 29.5％ ）	4,063（ 31.8％ ）	1.0%	8.8%
福田北地区	15,267	14,608	3,264（21.4％）	3,743（ 25.6％ ）	-4.3%	14.7%
福田南地区	22,699	22,327	5,345（ 23.5％ ）	6,165（ 27.6％ ）	-1.6%	15.3%

※地区区分は大和市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の日常生活圏域の区分
資料：保健と福祉、住民基本台帳（2013年は4月1日、2018年は6月1日現在）

④労働力人口の推移

従来、労働力の中心を担っていた男性の15歳～64歳では、労働力人口、就業者数（主に仕事として就業している人数）ともに減少傾向をたどっています。他方、男女ともに65歳以上では、労働力人口、就業者数（主に仕事の人数）ともに大幅に増加しており、男性15歳～64歳における労働力人口、就業者数（主に仕事の人数）を代替しています。この結果、全体の労働力は維持されています。

65歳以上の人も「主に仕事」として就労する傾向が強まっており、地域福祉活動の担い手の確保、育成にあたっては、主に仕事をしている就業者への働きかけや、非営利団体・企業等との連携も重要となっています。

《労働力人口の推移》

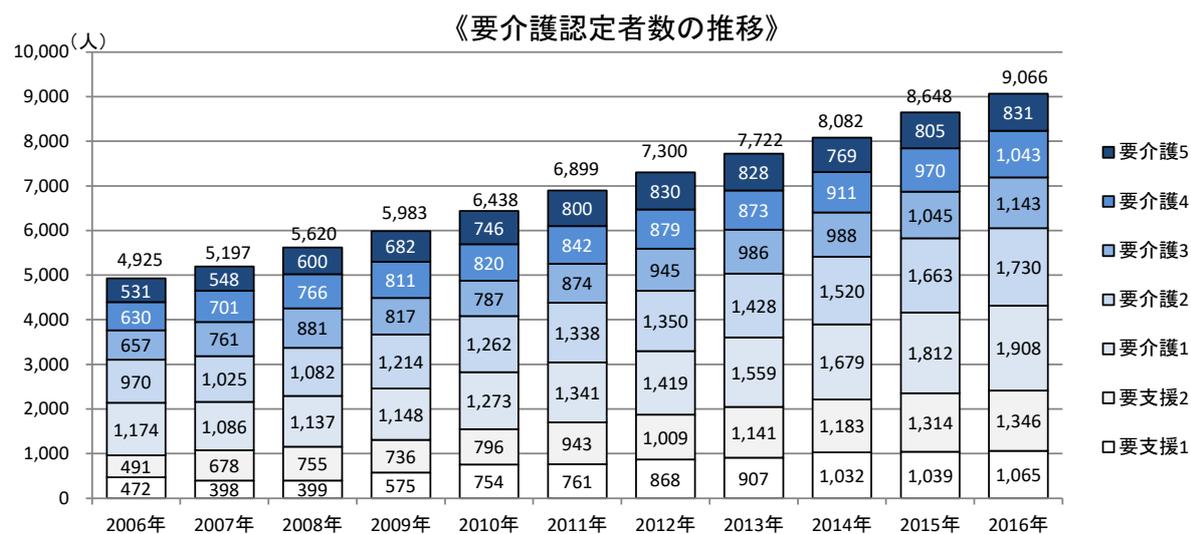
		2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	増減率 (2000～2015年)
人口（人）	15歳以上全体	182,144	190,407	192,955	201,694	10.7%
	男15～64歳	81,829	80,701	77,177	76,829	-6.1%
	65歳以上	10,984	15,502	19,528	23,835	117.0%
	女15～64歳	75,645	75,823	72,751	71,681	-5.2%
	65歳以上	13,686	18,381	23,499	29,349	114.4%
労働力人口（人）	15歳以上全体	113,794	114,779	109,438	112,901	-0.8%
	男15～64歳	68,278	66,463	59,659	58,759	-13.9%
	65歳以上	3,484	4,650	6,177	7,464	114.2%
	女15～64歳	40,475	41,502	40,277	42,145	4.1%
	65歳以上	1,557	2,164	3,325	4,533	191.1%
就業者のうち 「主に仕事」（人）	15歳以上全体	91,208	88,606	83,664	87,311	-4.3%
	男15～64歳	62,589	59,724	53,270	53,641	-14.3%
	65歳以上	2,769	3,603	4,611	5,940	114.5%
	女15～64歳	25,169	24,373	24,410	25,766	2.4%
	65歳以上	681	906	1,373	1,964	188.4%
労働力人口に占める 「主に仕事」の割合	15歳以上全体	80.2%	77.2%	76.4%	77.3%	-3.6%
	男15～64歳	91.7%	89.9%	89.3%	91.3%	-0.4%
	65歳以上	79.5%	77.5%	74.6%	79.6%	0.1%
	女15～64歳	62.2%	58.7%	60.6%	61.1%	-1.8%
	65歳以上	43.7%	41.9%	41.3%	43.3%	-0.9%

資料：国勢調査

2. 地域の支援のニーズ

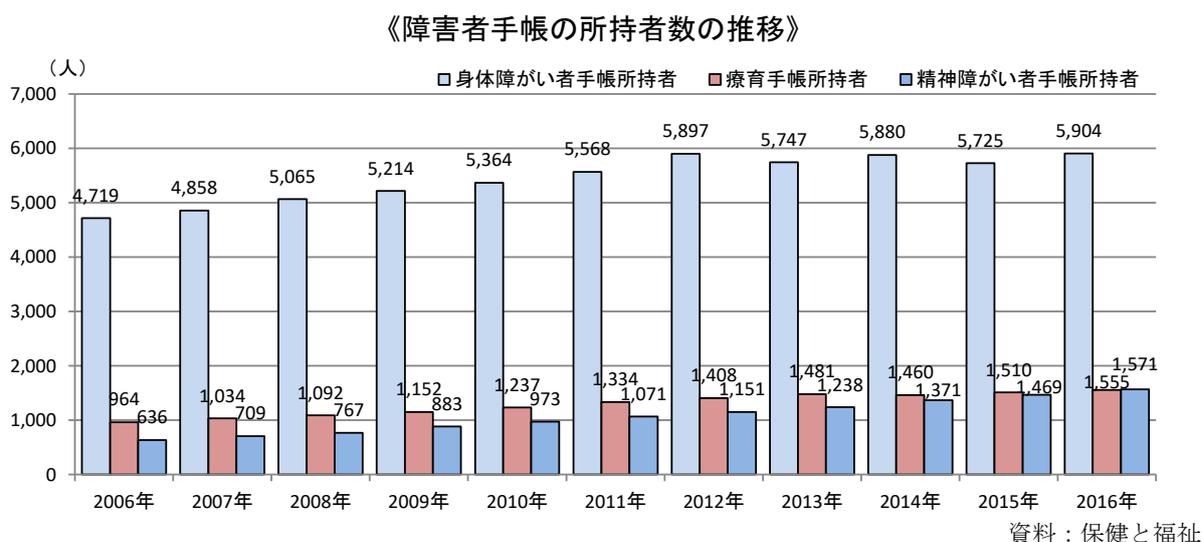
①要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。2016年度（平成28年度）末時点には9,066人となり、10年前の1.8倍となりました。特に、要支援認定者数の増加が顕著です。介護予防が必要な高齢者、介護が必要な高齢者、それぞれのニーズに合わせたサービス提供や住民による地域での支え合い活動が求められます。



②障がい者数の推移

身体障害者手帳保持者数は、2012年（平成24年）まで増加傾向にありましたが、その後は増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。一方、療育手帳[※]保持者数と精神障害者手帳保持者数は一貫して増加傾向にあります。

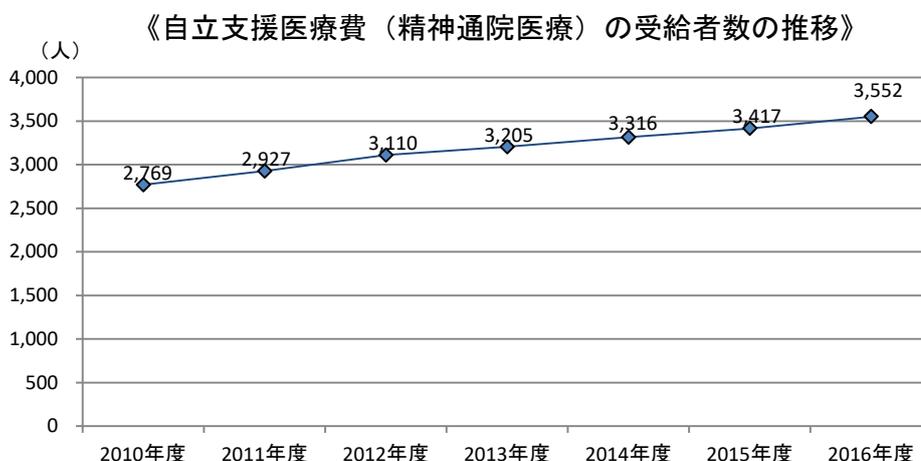


※【療育手帳】：知的障がい児および知的障がい者に交付される障害者手帳。

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。①精神通院医療（精神疾患を有し、継続的に通院が必要な人を対象）、②更生医療（18歳以上の身体障害者手帳所持者で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象）、③育成医療（18歳未満の身体障がい児で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象）の3種類があります。

精神疾患は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病とともに5疾病に数えられており、他の各疾病よりも患者数が多くなっています。市の精神通院医療の受給者数は、顕著に増加しており、2016年度には3,500人を超えました。

知的障がい者（児）や精神障がい者（児）の増加に対応した地域での支援体制が求められます。



資料：保健と福祉

③ひとり親世帯

市のひとり親は増加傾向にあり、特に母子世帯が増加傾向です。誰もが安心して子育てができる支援が求められています。

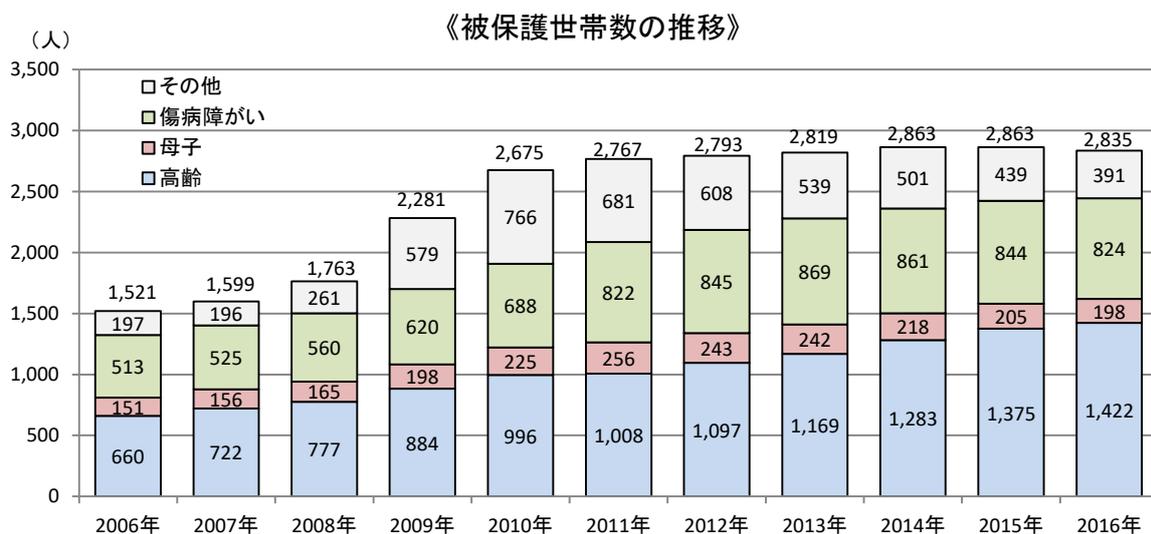
《ひとり親世帯数の推移》

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
18歳未満の子どもがいる世帯	22,500	22,155	22,262	22,438	22,528
母子世帯	794	1,073	1,284	1,229	1,403
父子世帯	163	162	178	140	157
ひとり親世帯計	957	1,235	1,462	1,369	1,560
18歳未満の子どもがいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合	4.3%	5.6%	6.6%	6.1%	6.9%

資料：国勢調査

④被保護世帯

生活保護受給者は、リーマンショック*が起きた2008年(平成20年)から2010年(平成22年)にかけて大幅に増加し、その後は横ばいで推移しています。働ける人がいる世帯(「その他」)における受給世帯数は2010年(平成22年)をピークに減少しているものの、高齢の受給世帯数は一貫して増加しています。各世帯の状況に合わせ、自立支援や適切な生活支援が求められます。



資料: 保健と福祉

⑤生活困窮者

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、2015年度(平成27年度)より、生活保護の前段階のセーフティネットとして生活困窮者自立支援事業*が開始されました。市では自立相談支援事業*、住居確保給付金*の支給を行っています。新規相談件数は2015年度(平成27年度)に362件、2016年度(平成28年度)に226件となっています。

《生活困窮者自立支援事業の利用状況》

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
自立相談支援事業の新規相談件数	362	226
支援プラン作成件数	49	32
住居確保給付金支給者数	31	6

資料: 保健と福祉

- *【リーマンショック】: 2008年に米国証券会社の倒産によって発生した世界的な金融危機。
- *【生活困窮者自立支援事業】: 生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持することが困難な人への早期支援を包括的・継続的に行い、その生活の自立を図るための事業。
- *【自立相談支援事業】: 生活困窮者自立支援事業において、就労その他の自立に関して専門員との相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を行う事業。
- *【住居確保給付金】: 生活困窮者自立支援事業において、就労の能力と意欲がある人で、住宅を失くしたり、そのおそれのある人を対象に住宅費を支給する給付金。

⑥ 成年後見制度市長申立

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人を保護し、支援する制度です。後見人等を付し、適切な財産管理や契約の取り交わしを行います。成年後見の申立てを行う親族等がない場合には、大和市長が申立てを行うことができます。市長による申立件数は、最近数年間では10件以上に上っています。要介護認定者数や精神障害者手帳保持者数は一貫して増加傾向にあることから、今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれます。

《市長申立による法定後見制度の利用件数》

	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
計	5	3	10	9	12	13	12
高齢者	5	3	10	8	12	8	6
障がい者	-	-	-	1	0	5	6

資料：保健と福祉

3. 地域福祉の担い手

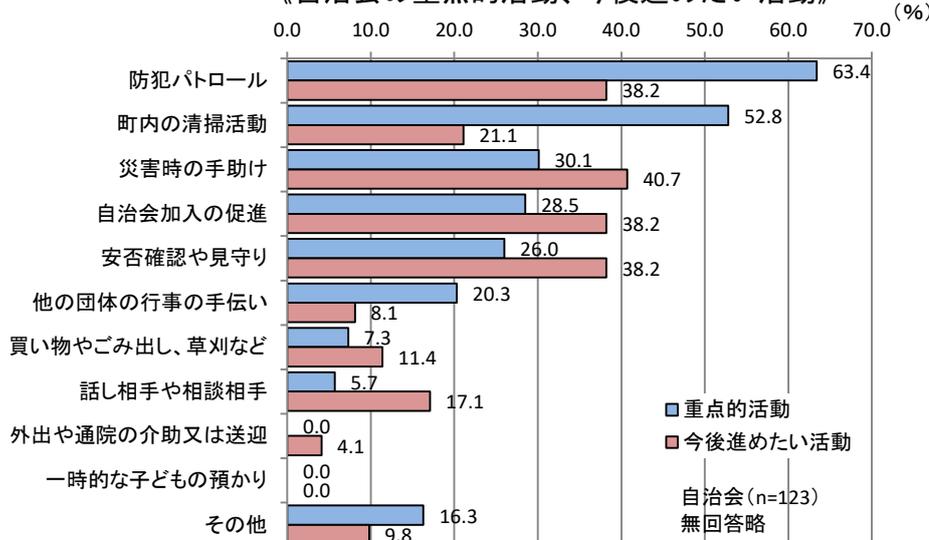
①自治会の状況

自治会では幅広い地域活動が行われています。今後進めたい活動としては、「防犯パトロール」に加えて「災害時の手助け」「安否確認や見守り」等が上位に並んでいます。住民の安心・安全な暮らしにとって、自治会は大きな役割を担っています。

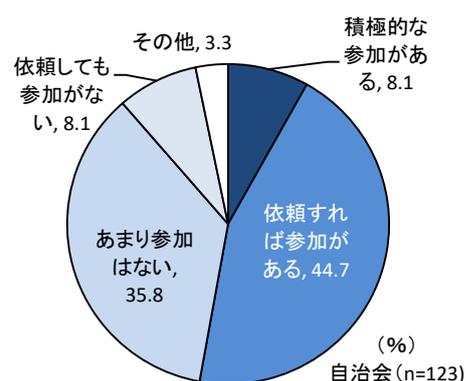
しかし、このような地域活動への住民の参加は、必ずしも積極的ではないとみられます。自治会が関わる地域活動への住民の参加状況について、「積極的な参加がある」「依頼すれば参加がある」と評価している自治会は半数程度であり、残りの大半は「あまり参加がない」「依頼しても参加がない」と評価しています。

自治会のような地域密着型の活動が継続的に行われるように、地域活動の支援や住民の参加促進が重要となっています。

《自治会の重点的活動、今後進めたい活動》

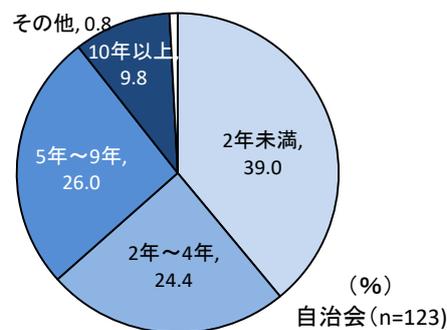


《地域活動への住民の参加状況》



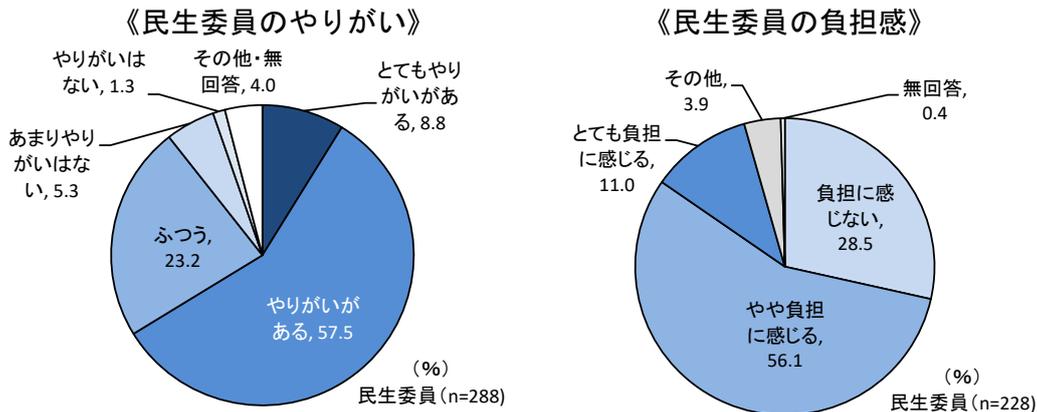
自治会の会長の在任期間は、「2年未満」が39.0%を占める一方、『5年以上』（「5年～9年」「10年以上」の合計）も35.8%にのぼります。長く務めている人が少なくないことから担い手が不足している可能性も考えられます。地域活動の担い手を幅広く育成・確保していくことが求められます。

《自治会現会長の在任期間》

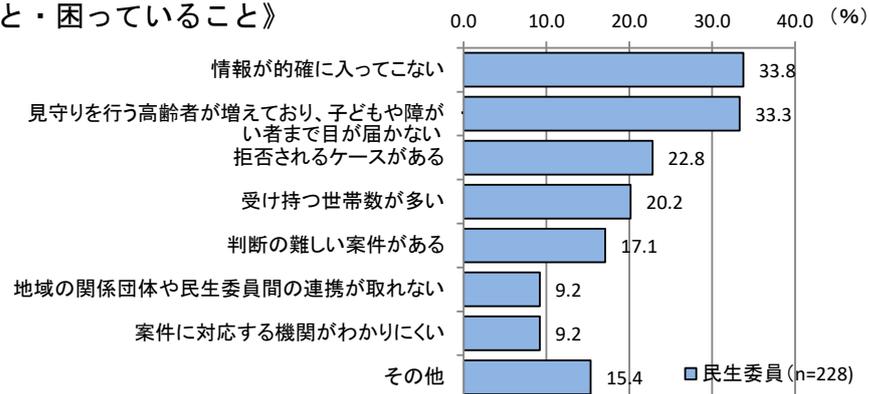


②民生委員・児童委員の状況

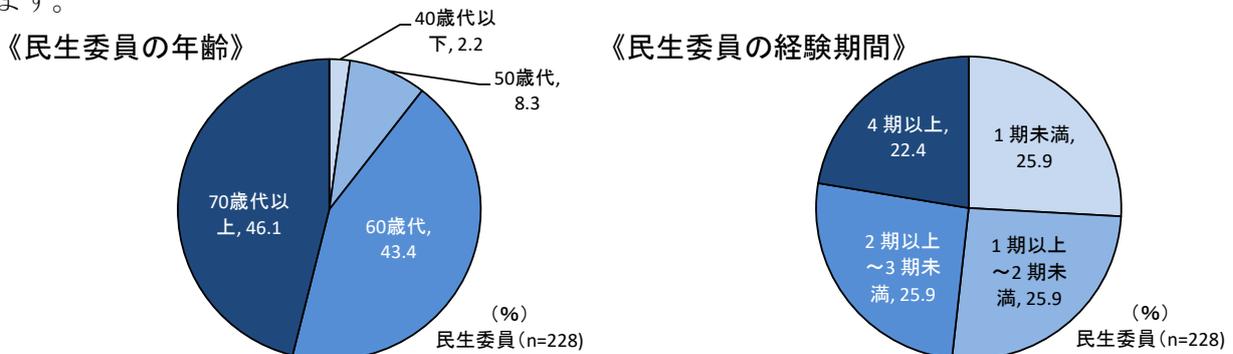
民生委員・児童委員*の活動に「とてもやりがいがある」「やりがいがある」と感じている人は66.3%にのびります。その一方で、情報が的確に入っていない等の理由から、11.0%の人が「とても負担を感じる」、56.1%の人が「やや負担を感じる」と回答しました。民生委員活動のやりがいを支え、過度な負担が生じないように、支援体制を整備することが求められます。



《負担に感じること・困っていること》



民生委員・児童委員の経験期間は「1期未満」（3年未満）が25.9%を占める一方、「4期以上」（12年以上）も22.4%にのびります。年齢では60歳代以上が9割を占め、また、長く務めている人が少なくないことから、自治会長と同様に、担い手が不足している可能性も考えられます。若い人を含めて、担い手を幅広く育成・確保していくことが求められます。



*【民生委員・児童委員】：社会福祉増進に努める非常勤地方公務員で厚生労働大臣から委嘱される。地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。

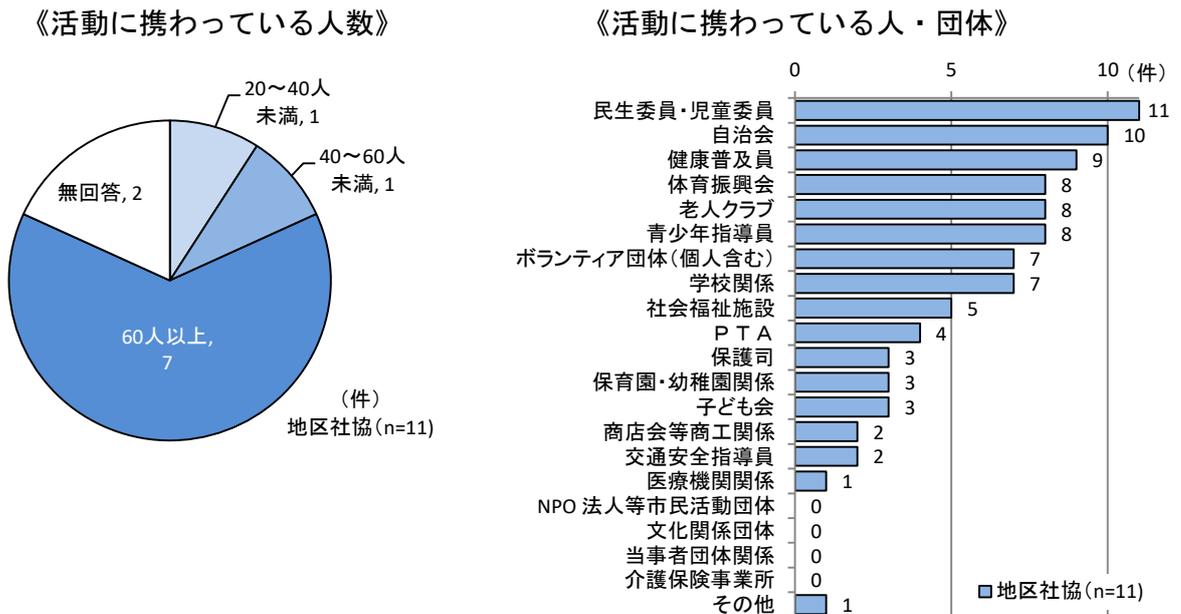
③地区社会福祉協議会の状況

地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」といいます）は、地域住民の自主的な地域福祉活動推進組織であり、市内全域11の地域に組織されています。

大半の地区社協では、「民生委員・児童委員」や「自治会」関係者が活動の中心的担い手となっています。このほか、「健康普及員」「体育振興会」等、様々な領域における既存団体や組織の関係者が携わっている地区社協も多くあります。

地区社協においては、既に見守りやサロン活動、個別支援など住民相互の支援活動を実践し、地域福祉活動の一翼を担う組織となっていますが、今後はさらに、地域課題の発見・共有を通じて、多職種・他機関連携を図りながら、地域住民ならではの支援活動を展開していくことが期待されています。

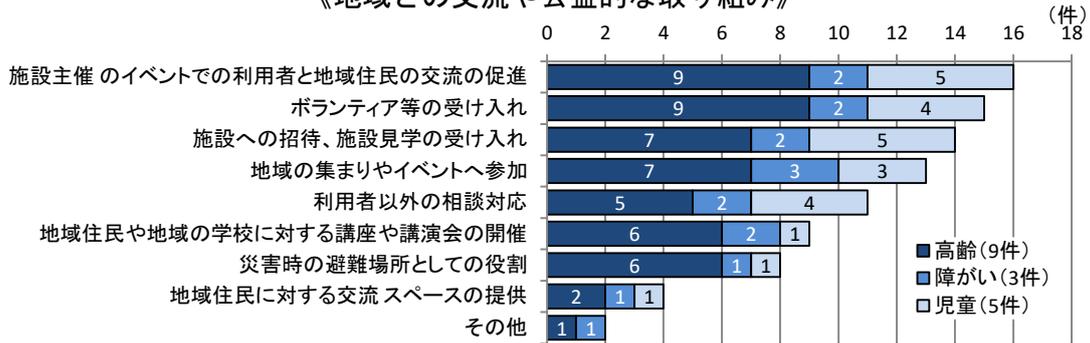
一方で、地区社協は法人組織ではないことから、事務局体制には不安定な面があります。円滑な組織運営や活動推進に向けては、市社協職員による支援が行われていますが、活動拠点や財源の確保、組織運営の担い手育成など組織体制の安定化に向けた支援が課題となっています。



④社会福祉法人の状況

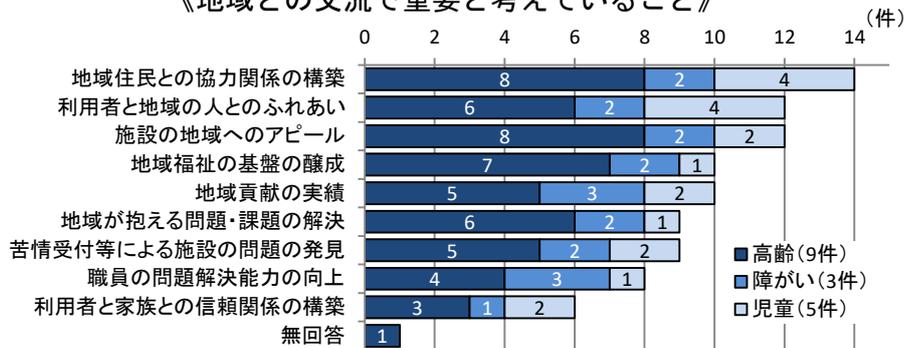
社会福祉法人は、地域福祉の担い手として専門的な福祉サービスの提供等を行うほか、地域における公益的な取り組み等も行っています。市内の社会福祉法人が行っている交流活動や公益的な取り組みは多様であり、市域全体で見ると幅広く厚みのある取り組みが展開されています。中でも「施設主催のイベントでの利用者と地域住民の交流の促進」「ボランティア等の受け入れ」「施設への招待、施設見学の受け入れ」等を行っている社会福祉法人は多くあります。

《地域との交流や公益的な取り組み》



地域との交流で重要と考えることとして、「地域住民との協力体制の構築」「利用者とのふれあい」「施設の地域へのアピール」等を挙げる社会福祉法人が多くあります。この他にも重要視されていることが多くあり、市内の社会福祉法人では、地域との交流には多様な意義が認識されています。

《地域との交流で重要と考えていること》



社会福祉法人は、地域福祉の相談窓口としても重要な役割を担っています。

対応が困難だった相談として「制度間のはざまの問題」を挙げる社会福祉法人が多くあります。従来、対象別の専門的な取り組みを中心とした取り組みが展開されてきましたが、今後、地域共生社会を実現していくには、専門分野のみならずニーズに丸ごと対応していくことが必要となります。そのためには、制度間のはざまを越えて必要な支援につないでいく体制の整備が求められます。

《対応が困難な相談》



⑤ 専門職の状況

地域の生活課題が、多様化、複雑化する中で、発見しづらい課題も数多く発生していると思込まれます。このような中で、必要なサービス・支援を提供していくため、専門職にも多様化、複雑化したニーズを的確に把握し、適切に対応していくことが求められています。しかし、専門職は本来的に専門以外への対応は困難であることから、多様化、複雑化したニーズの把握、対応に向けて他の専門職や関係機関等との連携、専門以外の知見の習得等が重要となります。専門職では、専門機関・関係団体等との連携に関する課題として、「他分野との連携と自身のスキルアップ」「つなぎ先の明確化」「包括的支援の際のまとめ役」等の意見が挙げられており、このような課題に対して地域全体として対応できる体制の整備が求められます。

《発見しづらい課題》

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルケア、生活困窮、虐待、発達障がい、外国籍等が絡む複雑、複合的な課題 ・家族のライフスタイル、地域社会の人間関係

《専門機関や関係団体との連携に関する課題》

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の高齢化への対応⇒障がい分野の専門職との連携 ・複合的な課題をもった世帯への対応⇒他分野との連携と自身のスキルアップ ・行政の縦割りの解消⇒つなぎ先の明確化、包括的支援の際のまとめ役など ・時間的制約がある場合（緊急性を要するケースなど）の対応方法の検討

⑥ 当事者団体の状況

地域共生社会の実現に向けては、支援を受けている当事者もまた可能な役割を担い、誰もがいきいきと活躍できるようにしていくことが求められています。当事者団体からは、地域で生活する上での困りごとや不安として「地域の人との交流が少ない」「障がい者への理解が足りない」「災害時の対応」等が挙げられ、「安全で安心して暮らせる地域」「お互いに認め合える地域」「活動に参加しやすい地域」を望む声が多くあります。そして、このような地域づくりに参加している人、積極的に取り組みたいという意向を持つ人も多くみられました。当事者や当事者団体等の参加の機会の拡大や、参加意向の実現を図り、誰もが自分の状況に応じて活躍できる社会の実現が求められます。

《地域活動への参加、地域との関わり》

	主な意見等
参加・実施している活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動 ・地域の集会、委員会、行事等への参加 ・施設でのボランティア活動 ・小中学校での手話 ・スポーツ活動等を通じた交流・コミュニケーション ・互いを認め合い、支え合える地域社会づくり ・啓発活動（自分の障がいの講和）
参加・活動意向	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サークル活動に参加したい ・自治会、民生委員と関わりを持ちたい ・地域活動に参加したい

成年後見制度の利用に関しては、不安や懸念を持つ人も少なくありません。このため、当事者や家族が信頼できる制度の構築・運営が利用促進に向けての課題となります。また、制度の周知が十分に進んでいない面もうかがえることから、制度の啓発も課題となります。

《成年後見制度》

	主な意見等	
不要	<ul style="list-style-type: none"> ・判断できるため不要 ・家族がいるため不要 	
関心・理解	<ul style="list-style-type: none"> ・詳しく知りたい ・よくわからない／理解が進んでいない 	
不安・懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人に悪用されないか不安 ・手間や費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・良い人が見つかるか不安 ・制度の評判が悪い

⑦地域の課題と連携・協働

地域の問題点や課題としては、「高齢化等により地域活動の担い手が足りない」「住民の地域活動への参加が少ない」「住民同士のつながりが希薄である」が多く挙げられています。この認識は、自治会、民生委員・児童委員、地区社協に共通した認識となっています。地域の人材育成・確保、住民の参加促進は喫緊の課題となっています。

《地域の問題点や課題（上位3位）》

	1位	2位	3位
自治会（n=123）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない（75.6%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加が少ない（66.7%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である（44.7%） ・災害に対する備えが不十分である（44.7%）
民生委員（n=228）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない（65.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加が少ない（61.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である（43.4%）
地区社協（n=11）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない（9件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である（6件） ・地域での活動拠点が少ない（6件） 	

今後必要と考える取り組みとして、自治会と民生委員・児童委員からは「若い世代の地域活動への参加の推進」が最も多く挙げられています。一方、社会福祉法人からは、「関係機関による連携体制の推進」が最も多く挙げられています。

若い世代も含む多様な住民の参加拡大、関係機関による連携体制の整備は、どちらも地域共生社会の実現に向けて不可欠です。従来の取り組みを基盤として、より一層強力に進めていく必要があります。

《今後必要と考える取り組み（上位3位）》

	1位	2位	3位
自治会 (n=123)	・若い世代の地域活動への参加の推進 (67.5%)	・関係機関による連携体制の推進 (34.1%)	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり (26.0%)
民生委員 (n=228)	・若い世代の地域活動への参加の推進 (67.1%)	・地域のネットワークによる潜在的な要支援者の把握 (41.7%)	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり (34.2%)
地区社協 (n=11)	・地域のネットワークによる潜在的な要支援者の把握 (9件)	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり (6件) ・若い世代の地域活動への参加の推進 (6件)	
社会福祉法人 (n=15)	・関係機関による連携体制の推進 (10件)	・複合的な課題を抱えた世帯に対応できる分野横断的な相談体制の整備 (9件)	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり (7件)

地域福祉活動を行う上で、団体や委員がそれぞれに重視する協力相手があり、地域内で一定の連携ネットワークが構築されています。このネットワークを活かして、地域の課題を早期に発見し、必要な支援につないでいく体制の充実が求められます。

《協力相手》

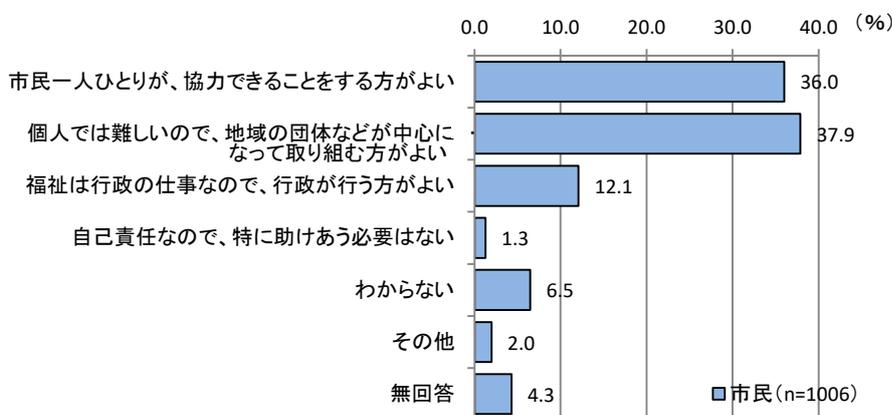
		50%以上	40%以上	30%以上	20%以上
自治会 (n=123)	協力度合いが高い相手	民生委員・児童委員 (56.9%)	地区社協 (43.1%)	老人クラブ (39.0%)	ボランティア団体・NPO法人 (26.8%) 学校関係 (23.6%)
	参加・協力を依頼したい相手			市役所等行政機関 (34.1%)	地域包括支援センター (26.8%) 地区社協 (21.1%)
民生委員 (n=228)	協力度合いが高い相手	地域包括支援センター (68.9%) 自治会 (62.3%) 地区社協 (50.9%)			市役所等行政機関 (27.6%)
	参加・協力を依頼したい相手			自治会 (30.7%)	
地区社協 (n=11)	協力度合いが高い相手	自治会 (9件) 民生委員・児童委員 (9件)	地域包括支援センター (4件)	老人クラブ (3件)	学校関係 (2件)
	参加・協力を依頼したい相手			市役所等行政機関 (3件)	老人クラブ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉法人、学校関係、ボランティア団体・NPO法人、医療機関等専門機関 (全2件)
社会福祉法人 (n=15)	協力度合いが高い相手	自治会 (9件)	地区社協 (7件) 民生委員・児童委員 (6件)	社会福祉法人 (5件) 市役所等行政機関 (5件)	保育園・幼稚園関係 (3件) 医療機関等専門機関 (3件)
	参加・協力を依頼したい相手	学校関係 (11件)	医療機関等専門機関 (6件)		自治会 (4件) 地区社協、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所 (各3件)
専門職(ヒアリング)	協力度合いが高い相手	・関係団体・専門職(デイサービス、ケアマネージャー、相談機能等の各職能に応じて、関係団体や専門職と連携) ・市役所等行政機関(特に行政との連携は強い)			
	参加・協力を依頼したい相手	・民生委員・児童委員(見守りやボランティアとして民生委員・児童委員の担っている役割を認識しており、今後もより連携を深めたいという意見が多数)			

4. 市民の意識

① 支え合い、助け合いの意識

地域で助け合いを進めていくことについて、市民の意識は「市民一人ひとりが協力できることをする方がよい」と「個人では難しいので、地域の団体などが中心になって取り組むほうがよい」に大きく分かれています。一方、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は少数にとどまっています。公助よりも共助や地域での活動のほうが幅広く支持されており、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれます。この状況を活かし、理解と関心を高めていくことが重要となります。

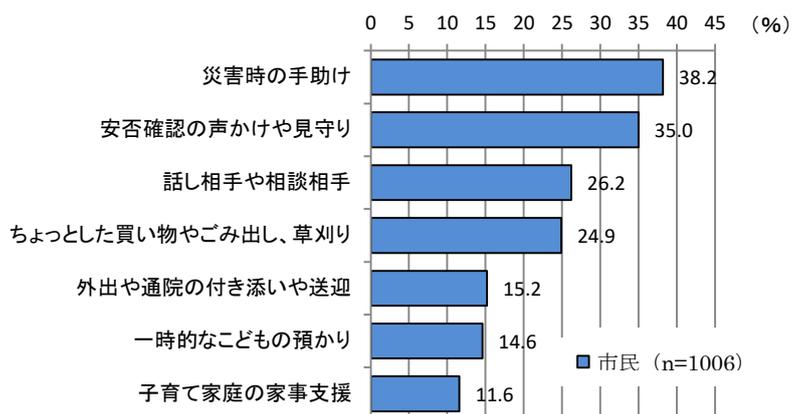
《地域で助け合いを進めていくことについて》



地域での助け合いに関して、地域の人々が困っていた場合にできる手助けをみると、「災害時の手助け」「安否確認の声かけや見守り」等については3人に1人以上、「話し相手や相談相手」「ちょっとした買い物やごみ出し、草刈り」等についても4人に1人ができると回答しています。

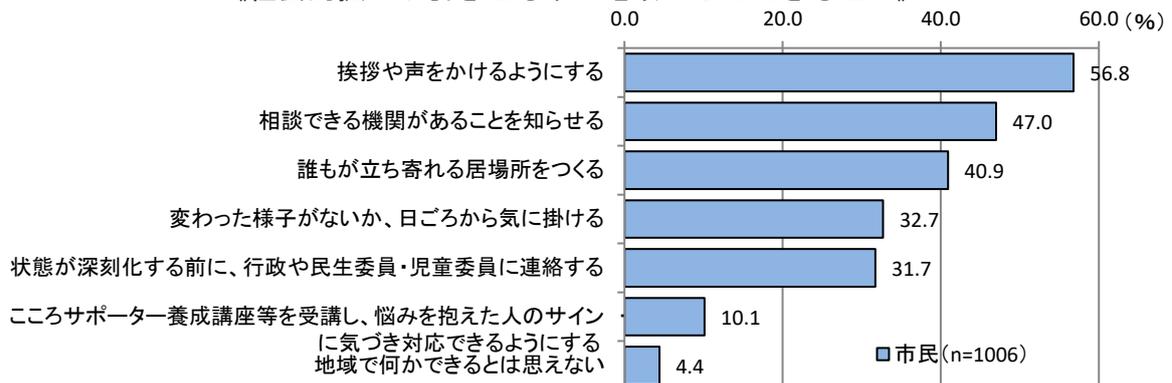
このような地域での助け合いが、より広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。

《地域の人々が困っていた場合の手助け》

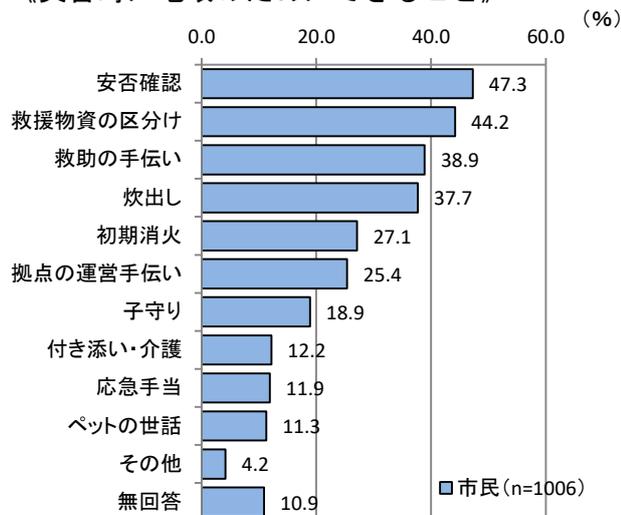


社会的孤立や引きこもりに地域でできることについては、「挨拶や声をかけるようにする」を挙げた人が半数以上となっています。また、災害時に地域でできることについては「安否確認」を挙げた人が半数近くにのぼっています。虐待に気づいた時取る行動では「市役所（保健福祉センター）に連絡する」が半数以上となっています。このようなことから、様々な場面で困っている人の手助けを行う市民は少なくないと見込まれます。社会的孤立や引きこもり、災害時の避難行動、虐待等の課題に対応していくため、地域の理解を高めていくことが重要です。

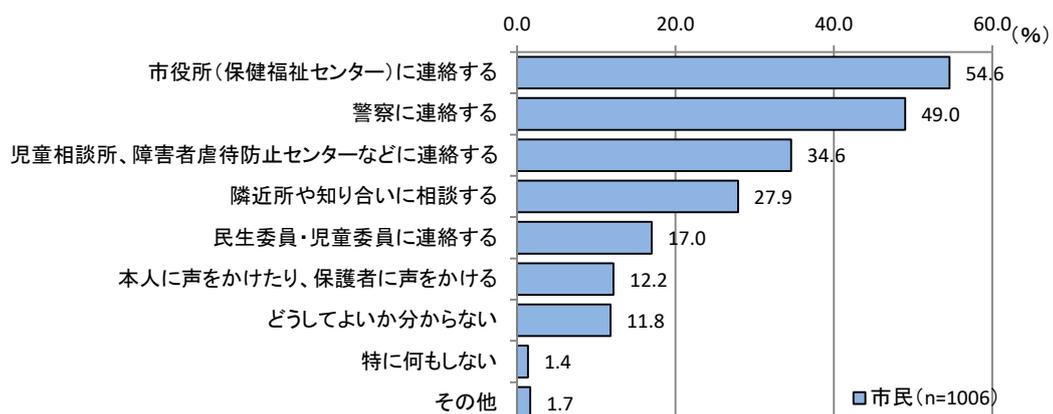
《社会的孤立や引きこもりに地域としてできること》



《災害時に地域のためにできること》



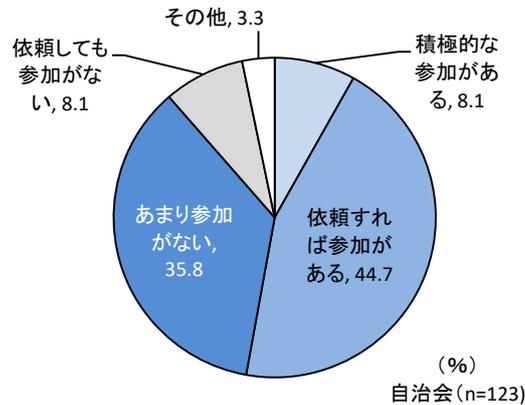
《高齢者、障がい者、子どもへの虐待に気づいた時取る対応》



②地域活動への参加

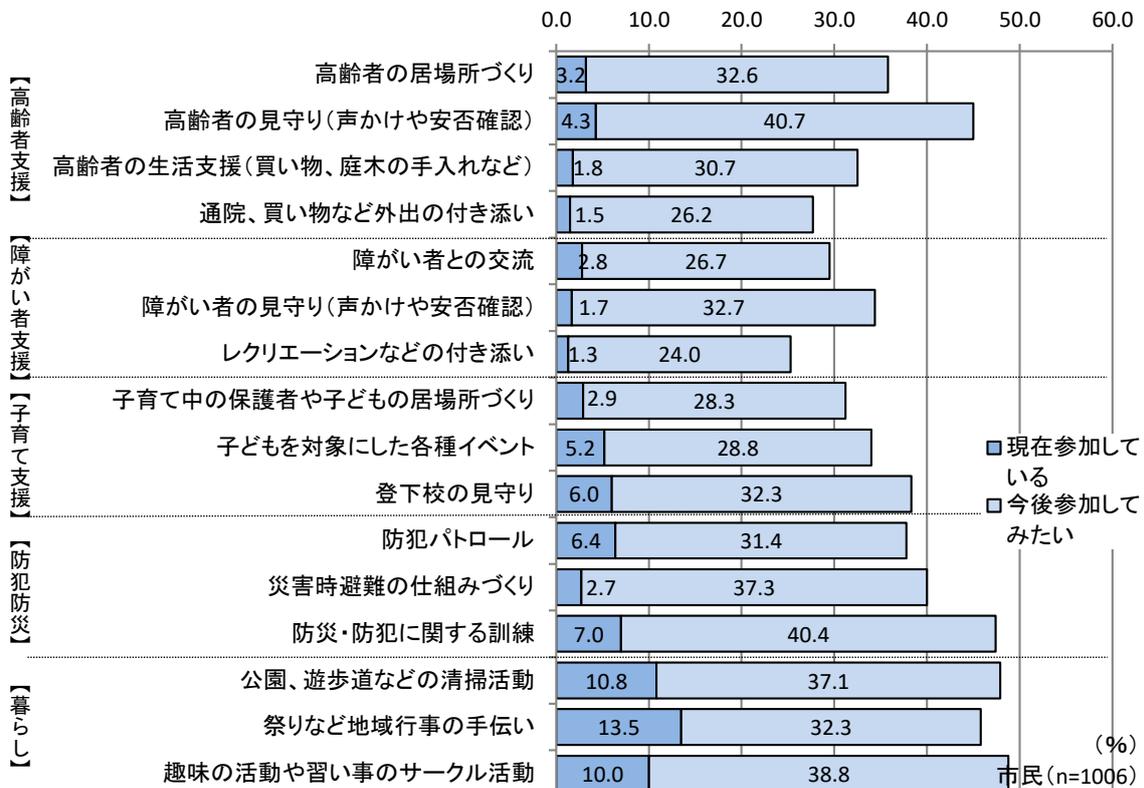
地域活動への住民の参加については、『参加がある』（「積極的な参加がある」「依頼すれば参加がある」）と回答した自治会と『参加がない』（「あまり参加がない」「参加がない」）と回答した自治会とがほぼ半々となっています。

《地域の活動への住民の参加状況》



実際に地域活動に参加している住民は、参加率が最大の「祭りなど地域行事の手伝い」でも13.5%となっており、少数にとどまっています。しかし、「今後参加してみたい」という潜在層は、いずれの活動においても少なくないことから、参加条件の工夫や積極的な働きかけが重要となります。

《地域の活動への参加》



5. 第4期大和市地域福祉計画における取り組み

前計画では、9つの個別目標に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。

各個別目標の取り組みについては、毎年度、社会福祉審議会で行き組み実績に地域の動向や社会情勢等を合わせて総合的な評価を行ってきました。計画の見直しにあたっては、これまでの取り組みに対する審議会の意見を踏まえ、以下のように評価と課題を整理しました。

1. 福祉への理解と関心を高めま

【評価と課題】

◎各種講座の開催回数や参加人数など、実績が伸びている点は評価できる。

◎車いすバスケットボール体験講座の実施校を増やす努力が求められる。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①介護予防普及啓発事業等開催回数	19回	17回	39回	112回	144回
②車いすバスケットボール体験講座実施 学校数※()内は参加人数	13校	14校 (1,898)	14校 (1,980)	14校 (1,755)	14校 (1,612)

2. 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します

【評価と課題】

◎各種サポーターが増加している点は評価できる。

◎ファミリーサポートセンター事業については、支援会員数の確保に向け一層の努力が必要である。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①ファミリーサポート※支援会員数	計175人	計141人	計140人	計139人	計149人
②こころサポーター※養成講座受講者数	累計647人	累計556人	累計633人	累計734人	累計927人
③介護予防サポーター※養成講座受講者数	累計1,425人	累計901人	累計1,067人	累計1,206人	累計1,376人

※【ファミリーサポーター】：育児の援助を行うことを希望する人（支援会員）と育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織・ボランティア。

※【こころサポーター】：こころに不調を抱える方、自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人。一般的にはゲートキーパーと呼ばれる。

※【介護予防サポーター】：地域における介護予防の普及啓発活動及び地域活動を担うボランティア。

3. 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります

【評価と課題】

◎ミニサロン※については、開催場所の工夫も含めて更なる拡充が求められる。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①つどいの広場※の1か所1か月あたりの平均利用者数	2,200人	1,957人	1,771人	1,611人	1,493人
②子育て応援ガイド配架箇所数	70か所	51か所	90か所	90か所	95か所

4. 地域福祉活動団体との連携を進めます

【評価と課題】

◎避難行動要支援者支援制度※については、地域での取り組みにばらつきがないような避難支援体制を構築できるよう努力する必要がある。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①市と要援護者名簿を共有している自治会の割合	90.0%	92.8%	98.0%	100.0%	100.0%

5. 支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します

【評価と課題】

◎「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数のより一層の拡大が求められる。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数	8事業所	10事業所	12事業所	15事業所	19事業所
②特定健康診査受診者（特定訪問指導対象者）への訪問指導件数 ※（ ）内は訪問率	600件	605件	472件 (32.8%)	519件 (34.9%)	353件 (27.3%)
③乳児家庭全戸訪問事業による訪問率 ※（ ）内は訪問件数	98.0%	94.6% (2,002人)	100.2% (2,198人)	97.2% (2,030人)	99.6% (1,999人)

※【ミニサロン】：高齢の方が、自宅に閉じこもることなく、地元の身近な会場に足を運びお茶を飲みながら気軽にお話ができる場。

※【つどいの広場】：子育て中の親と子が気軽に集い、相談・情報提供・講習などのサービスを受けることができる場。

※【避難行動要支援者支援制度】：災害対策基本法に基づき、災害時の避難に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から区・自治会、消防団、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供する制度。

6. 相談体制を整え情報提供を充実します

【評価と課題】

- ◎相談件数や相談窓口数等、実績が伸びている点は評価できる。
- ◎今後もより一層の努力が求められる。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①地域包括支援センター※での相談件数	46,696件	49,447件	51,661件	50,661件	58,051件
②子育て支援センター※での相談件数	2,250件	3,136件	3,434件	3,706件	2,376件

7. 包括的で継続的な支援の体制を整えます

【評価と課題】

- ◎協議会への参加機関数や地域ケア会議※の実施回数等、実績値が伸びている点は評価できる。
- ◎更なる拡充に向けての努力が求められる。

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①要保護児童※対策地域協議会への参加機関数	20機関	20機関	20機関	20機関	22機関
②地域包括支援センターでのケース検討件数	1,870件	1,665件	1,728件	1,889件	2,274件

8. 地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します

【評価と課題】

- ◎母子家庭の貧困対策について、より一層の努力が必要である

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①生活保護受給世帯のうち、働ける世帯	20.0%	17.4%	17.0%	13.8%	12.5%
②小規模多機能型居宅介護事業所※数	11事業所	8事業所	8事業所	9事業所	9事業所

- ※【地域包括支援センター】：介護保険法に基づき、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う拠点。
- ※【子育て支援センター】：子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、地域の保育情報の提供、家庭的保育を行う者への支援などを行う拠点。
- ※【地域ケア会議】：高齢者個人に対する支援や、社会基盤の整備等を多職種協働で推進する地域の会議。
- ※【要保護児童】：保護者のない児童、保護者に監護させることが不適當な児童、身体的・精神的障害が認められている児童、行動に問題のある児童等、保護が必要な児童。
- ※【小規模多機能型居宅介護事業所】：デイサービスを中心に、ホームヘルプやショートステイを一体的に提供する介護保険事業所。

9. 権利擁護のしくみづくりを推進します

【評価と課題】

◎ 将来的に後見人が不足することが予想されるため、市民後見人[※]の育成を一層進める必要がある

成果指標	最終目標値 (2018)	実績値 (2014)	実績値 (2015)	実績値 (2016)	実績値 (2017)
①成年後見制度 [※] 講演会受講者数	210人	133人	51人	73人	61人

※ 【市民後見人】：一般市民による成年後見人。同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

※ 【成年後見制度】：認知症や知的障害などで判断能力が不十分なために財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理や行為の補助をする成年後見人を選任する制度。

IV 目指すべき地域福祉の姿と計画の柱

1. 基本理念

日頃から住み慣れた地域のなかで、誰もが自分らしく生きがいをもって生活を送るためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、お互いの個性や権利を認め合いながら、地域の中で世代や分野を超えてつながり支え合うことが必要なことから、第5期地域福祉計画の基本理念は、第4期地域福祉計画と同様「つながりが生みだす豊かな暮らし 一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる」とします。

【基本理念】

つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを

営むことができる地域をつくる

2. 基本目標

本計画では、基本理念「つながりが生みだす豊かな暮らし」の実現に向けて、次の2つの基本目標を柱に、取り組みを推進します。

第1の基本目標は、「一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」です。

支援を必要とする人を見逃すことがないように見守りの強化に努め、誰もが適切な支援を受けることができるよう相談体制の整備を進めます。また、一人ひとりの個性や権利が尊重されるよう、虐待防止や権利擁護などの施策の充実を図ります。

第2の基本目標は、「一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち」です。

福祉課題を学ぶ機会の提供や学校における福祉教育の充実などを通じ、地域住民の福祉への理解と関心を高めます。また、誰もが地域福祉活動やボランティア活動に参加できるよう適切な情報の提供やきっかけづくりを進めるとともに、地域住民が気軽に集える居場所の充実を図ります。さらに、自治会、民生委員・児童委員をはじめとした地域の福祉活動団体と更なる連携強化に努め、地域で支え合う力を高めます。

【基本理念】

つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを
営むことができる地域をつくる



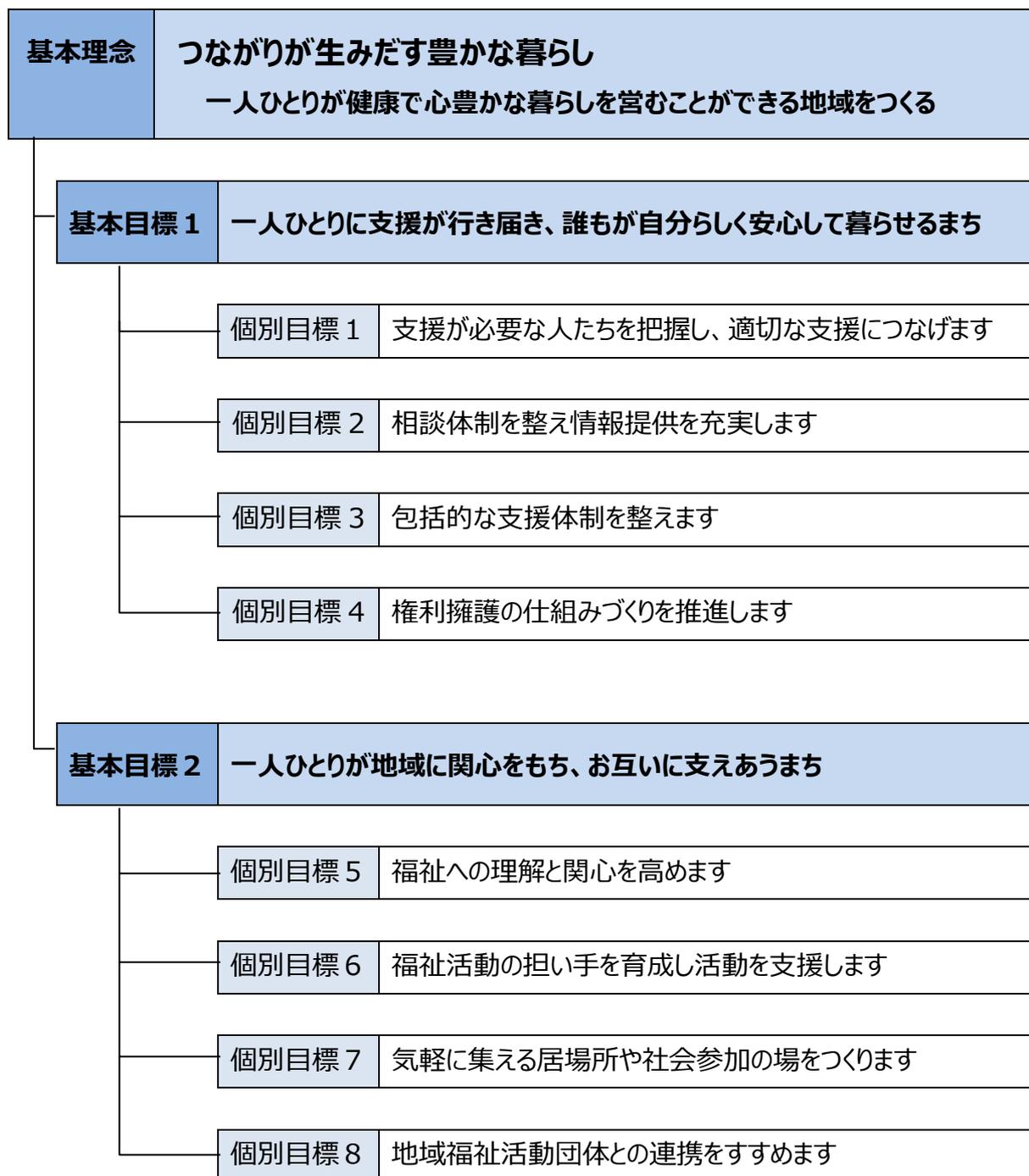
基本目標 1

一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち

基本目標 2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

3. 個別目標の体系図



V 個別目標の展開

基本目標 1

一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち

【個別目標 1】 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます

〈現状と課題〉

- 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、雇用環境の変化などから社会的に孤立している人が増えており、福祉に関する情報等を得られていない人は少なくないと見込まれます。
- 他方で、個人情報保護やプライバシーを重視する風潮が強まっており、日常生活・地域生活に課題を抱えた人の発見も難しくなっています。
- 専門職を対象とした調査の結果によると、発見しづらい課題として、ダブルケア、虐待、生活困窮など複合ニーズをもったケースが挙げられています。また、家族の在り方や地域の人間関係の変化が、課題の発見を遅らせているとの意見も挙がっています。
- 重篤な事態に至らないよう、個人情報を保護しつつも、地域における情報収集・共有を図り、潜在的な支援ニーズを早期に発見・把握し、必要な支援につないでいく体制を充実させる必要があります。

〈取り組み方針〉

- アウトリーチ*の強化や見守りのネットワークを充実させ、支援を必要とする人を早期に把握し、適切なサービス利用につなげます。また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種支援制度の充実を図ります。

* 【アウトリーチ】：保健福祉の専門職等が地域に出て、潜在的な利用希望者等に会い、必要なサービス利用を実現させる取り組み。

《主な取り組み》

①各種訪問相談を実施し、アウトリーチの強化に努めます。

取り組み例	担当課
・生活習慣病予防や介護予防に向けて、特定健康診査・長寿健康診査の有所見者や低栄養該当者への訪問指導を強化します。	健康づくり推進課
・支援が必要な高齢者・家族の把握に向けて、地域で構築したネットワークの活用や、高齢者世帯への個別訪問等を行います。	高齢福祉課
・妊娠届出時における全妊婦との面接やおおむね生後4か月までの乳児家庭の訪問等を通じ、実態の把握と早期支援を実施します。	すくすく子育て課

②見守りのネットワークを充実させ、支援を必要とする人を見逃さないよう努めます。

取り組み例	担当課
・民生委員児童委員が、高齢の方や子ども等の生活実態を把握し、市民に身近な相談相手として、見守り活動に努めます。	健康福祉総務課
・高齢者の問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア等、関係者のネットワークを構築します。 ・コンビニエンスストア、配食業者、宅配事業者等市内の事業者に「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結を呼びかけ、高齢者や子ども等の見守りを行います。	高齢福祉課

【その他関連する取り組み】

- 民生委員児童委員による声かけ訪問調査※（健康福祉総務課）
- 地区社協のボランティアによる高齢者の見守り活動の支援（高齢福祉課）

※【声かけ訪問調査】：70歳以上の一人暮らしの高齢の方などを対象に民生委員・児童委員が訪問し、生活状況などを確認する訪問調査。

③誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう各種自立支援策を推進します。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業への就職を希望する障がい者の支援に向けて、個別支援計画に基づき、作業訓練や就職に必要なプログラム等を行います。 ・障がいのある方の社会参加及び生活圏の拡大、通院等の支援を図るために、福祉タクシー券や福祉車両券の配布等により、移動の支援を行います。 	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の自立に向け、資格取得や教育訓練に向けた講座の受講者への給付金支給等により、就労の促進を図ります。 	こども総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯の早期の自立に向け、ハローワークとの連携や就労支援員の活用等による就労支援を実施します。 	生活援護課

【その他関連する取り組み例】

- 中国残留邦人等に対する支援（健康福祉総務課）

④生活困窮者自立支援法に基づく各種支援について、関係機関と連携を図りながら進めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度に則り、生活全般に渡り困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居確保給付金の支給等を行うほか、個別の状況に応じて、関係機関との連携も含めてきめ細かな支援を行います。 ・生活困窮者自立支援事業を実施するにあたり、庁内の連携体制を整備し、生活困窮者の自立促進のための支援を実施するため、庁内連絡会を開催します。 	生活援護課

【個別目標 2】 相談体制を整え情報提供を充実します

《現状と課題》

- 全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障がい者の高齢化、障がい者や高齢の方の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障がい者の家族の高齢化、ダブルケア、ヤングケアラー^{*}等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。
- 従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していると言われています。
- 一般市民を対象とした調査の結果によると、生活費や経済的な悩みについて「相談先がない、わからない」が6.3%、「相談しない」が15.5%となっています。他の悩みごとに関しても「相談先がない、わからない」「相談しない」という人が少なからずみられます。支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制、身近なところで制度の枠を越えて相談できる支援体制の整備を通じて相談支援の質を高め、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援体制を構築していくことが求められます。

《取り組み方針》

- 福祉サービスの情報を適切に入手できる仕組みづくりや、住民に身近な圏域で相談できる場づくりなど地域住民が安心して相談しやすい体制を整えます。

^{*}【ヤングケアラー】：慢性的な病気や障がい等を持つ親、祖父母、兄弟等をケアし、また、過度に家事を負担する18歳未満の子ども。

《主な取り組み》

①地域住民に身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制を整えます。

取り組み例	担当課
・地域包括支援センターや在宅介護支援センター [※] では、高齢者に必要な支援を提供できるよう、訪問や電話、来所面接での相談支援を行います。また、緊急時には 24 時間対応を行い、安心・安全な暮らしを支えます。	高齢福祉課
・障がいのある方やその家族の方から様々な不安や悩みなどの相談を、各地域で「いつでも相談できる、身近な相談窓口」という理念のもと、市内 4 事業所の専門の相談員が対応することにより、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。	障がい福祉課
・市民が緊急時に相談できるよう、365 日・24 時間体制で看護師や保健師等の専門職による電話相談を実施し、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス等多様な内容の相談支援、医療機関の情報提供等を行えるようにします。	健康づくり推進課

【その他関連する取り組み例】

- 地域活動支援センター「コンパス」での相談（障がい福祉課）
- 個別、地区、職域や教室での健康相談（健康づくり推進課）

②専門的な相談から総合的な相談までできる質の高い相談体制を整えます。

取り組み例	担当課
・ひとり暮らしや夫婦、兄弟姉妹のみで暮らす高齢の方等が、自身の葬儀・納骨についての不安を抱えることなく安心感をもって過ごしていただくことを目的として、葬儀などの段取りのほか、死亡の事実などの情報を必要な人に連絡する仕組みを提供するなどの相談支援体制を整えます。	健康福祉総務課
・こころの健康相談として、自殺予防に向けた相談専用電話の開設や、保健師による「うつ病」などの精神疾患に関する面接相談を実施します。	障がい福祉課
・子育て、子育てを支援するため、大和市子育て支援施設内のリラックスした環境を整えた相談室を使用して、保育士による子育て相談を実施します。	ほいく課
・母子・父子自立支援員が、生活全般の様々な相談を受け、他の機関と連携しながらひとり親家庭の自立を支援します。	こども総務課
・「子育て何でも相談・応援センター」では、妊娠を考えたときから出産・育児に関する様々な相談に、専任の保健師や相談員が応じることで、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	すくすく子育て課
・相談の質を高めるため、各種研修や情報共有等を通じ、相談員を育成します。	関係課

[※]【在宅介護支援センター】：地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政、サービス提供事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

【その他関連する取り組み例】

- 介護保険に関する相談（介護保険課）
- 子どもの発達に関する相談（すくすく子育て課）
- 子育て支援センターでの子育てに関する相談（こども総務課）
- 生活支援や配偶者等による暴力の相談（生活援護課）

③福祉に関する情報を、広く地域住民に届けます。

取り組み例	担当課
・民生委員・児童委員を通じて、福祉課題に関する講演会の開催や市民に身近で役立つ福祉情報の周知を図ります。	健康福祉総務課
・個別案内に加え、ガイドブックやマップ等の作成、医療・福祉施設、商業施設等との連携、電子媒体による広報など、市民のニーズを捉えた多様な方法によって福祉に関する情報を届けます。	関係課

【個別目標3】 包括的な支援体制を整えます

《現状と課題》

- 高齢者保健福祉、障がい者福祉、児童福祉、子ども・子育て支援、医療等の施策や制度がそれぞれに構築され、改善が図られてきました。その一方で、各制度のはざまに関する問題、各制度にまたがる問題が顕在化してきました。
- この様な問題への対応として、2017年（平成29年）の介護保険法と障害者総合支援法の改正により、共生型サービス*がはじまりました。同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスが受けられるようになることから、サービス利用者や介護する家族の利便性の向上も見込まれます。
- 社会福祉法人を対象とした調査の結果によると、対応が困難な課題としては「制度のはざまの問題」が最も多く挙げられ、このほか「生活困窮など分野を横断する課題」も少なからず挙げられています。福祉的な課題を持っている人の中には、複数の福祉課題を持っている人が多くいることから、一つの機関だけで対応にあたる場合には、困難が生じる場合も少なくありません。
- 自治会、民生委員、地区社協、社会福祉法人、専門職のいずれの調査結果においても、今後、協力等を求めたい相手先を複数挙げており、連携の重要性の認識が表れています。複数の福祉課題を持った人を含めて、必要な支援を包括的・継続的に提供できるよう、フォーマル、インフォーマル*を問わず様々な機関、職種・担い手が連携して支援していく、包括的なケアマネジメントが求められています。

《取り組み方針》

- 何らかの福祉的な課題を抱えている人の日常生活全般について、保健福祉をはじめとし必要な関係分野との連携により包括的に支援ができるよう支援体制を整えます。
- 分野を超えた包括的な支援体制の検討を行います。

*【共生型サービス】：同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する取組。

*【フォーマル】【インフォーマル】：フォーマルは制度等を表わす。フォーマルケアやフォーマルサービスは公的機関や専門職等による制度に基づく支援やサービスを、一方、インフォーマルケア・インフォーマルサービスは、住民やボランティア等による身近な支援やサービスをいう。

《主な取り組み》

①支援を必要とする人やその家族の状況を把握しながら、切れ目のない適切なサービスを提供します。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 各世帯の課題の状況に応じた解決策を講じるため、関係各機関と連携してカンファレンス[※]等を実施し、その結果も含め支援計画を策定するなどし、計画的に必要な支援を実施します。 	高齢福祉課 障がい福祉課 すくすく子育て課 健康づくり推進課 生活援護課
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの質の向上及び量の確保をはかるとともに、給付適正化の取り組みを強化するなどして、介護保険制度の円滑な運営に努めます。 	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス、障害福祉サービスの利用者及び家族のサービス利用の利便性向上のため、市内の事業者を対象に共生型サービスの制度周知を図ります。 	介護保険課 障がい福祉課

※【カンファレンス】：医療、介護、福祉の現場でよりよいサービス提供のために情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を検討する会議。

②分野横断的な課題等にも対応ができるよう、関係機関等との連絡会議を開催し、情報共有・連携の強化を図ります。

取り組み例	担当課
<p>・介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、医療・介護等の専門職、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人等地域の関係者の参加のもとに、地域ケア会議において情報共有を図るとともに、必要な連携を推進します。</p> <p>・在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャー[※]と関係機関との連携を支援します。</p>	<p>高齢福祉課 介護保険課 健康づくり推進課</p>
<p>・ケアマネジャーの質の向上と適正な業務の確保に向けて、居宅介護事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのケアマネジャー等が参加するケアマネジャー連絡会議を開催し、情報共有を図ります。</p>	<p>介護保険課</p>
<p>・障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう、行政、学校関係、事業者など障がい福祉の関係機関で構成される障害者自立支援協議会[※]において、各種地域課題を共有します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、行政、地域団体、警察などの関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議に加えて、必要に応じて個別ケース検討会議等を開催し、情報や支援方針を共有します。</p>	<p>すくすく子育て課</p>
<p>・地域育児講座や育児相談など地域育児センター[※]事業を行っている認可保育所の育児支援担当保育士が集まり、情報共有を行います。また、地域の民生委員児童委員や自主サークルと市の関係機関が情報共有を行い、地域全体の保育力を高めます。</p>	<p>ほいく課</p>

【その他関連する取り組み例】

- 包括・在宅ケア会議の開催（高齢福祉課）

※【ケアマネジャー】：介護支援専門員。介護保険制度でケアマネジメントを実施する有資格者。

※【障害者自立支援協議会】：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための支援体制の整備を図るため、関係機関・団体により構成される協議会。

※【地域育児センター】：子育て支援事業の一環として、市内各地域の保育所など、気軽に子育ての相談が行える地域の拠点。

【個別目標4】 権利擁護の仕組みづくりを推進します

《現状と課題》

- 高齢者、障がい者、子ども等への虐待や、障がい者への差別は依然として社会問題となっています。児童虐待防止法（2000年（平成12年）施行）、高齢者虐待防止法（2006年（平成18年）施行）、障害者虐待防止法（2012年（平成24年）施行）、障害者差別解消法（2016年（平成28年）施行）が施行されてきましたが、厚生労働省の調査によると、2016年度（平成28年度）の全国の児童相談所の児童虐待対応件数は過去最高を更新し、2016年（平成28年度）の全国の高齢者虐待件数、障害者虐待件数（養護者による）も前年度比で増加しています。
- 専門職を対象とした調査の結果によると、発見しづらい課題の一つとして「虐待」が挙げられていることから、表面化していないケースも少なくないの見込まれます。
- 他方で、一般市民を対象とした調査の結果によると、虐待に気づいた時取る対応として、「特に何もしない」は1.4%にとどまっており、「市役所（保健福祉センター）に連絡する」等、公的機関等に連絡・相談する人が多数にのぼっています。
- 虐待等の防止に向けて、市民・団体・事業所等の更なる理解促進を図るとともに、虐待等の実態把握に努めていくことが求められます。

- 認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、2016年（平成28年）に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- 当事者団体を対象とした調査の結果によると、成年後見制度について「詳しく知りたい」という声が挙げられており、制度の周知を図るとともに、財産管理や日常生活を地域社会で支援する体制を整備・強化することが求められています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、成年後見人制度の「内容をよく知っている」人は2割に満たない状況でした。現在、成年後見人制度の対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。

《取り組み方針》

- 高齢者、障がい者、子ども等への虐待や暴力の防止に努めるとともに、成年後見制度など判断能力が不十分な状態にある方への支援制度の充実や地域における成年後見制度利用促進体制整備の推進を図ります。また、権利擁護意識の普及啓発を推進します。

《主な取り組み》

①相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に取り組みます。

取り組み例	担当課
・障がい者への虐待防止、早期発見・早期対応に向け、大和市障害者自立支援センター内に虐待防止センターを設置し、通報の受理及び相談・指導、啓発等を行います。	障がい福祉課
・児童虐待の防止に向け、市家庭こども相談担当が、児童のさまざまな問題の相談に応じ、必要な支援を行います。また、虐待のおそれがある家庭や養育に問題のある家庭に対し、ヘルパー等を派遣します。	すくすく子育て課
・虐待の未然防止や早期発見、適切な支援に向け、地域の関係機関のネットワークを構築します。 ・関係機関とのケース会議を実施し、専門職との連携も図りながら虐待を受けた人の生命の安全の確保と虐待を行った人への支援を実施します。	高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課 すくすく子育て課

【その他関連する取り組み例】

○大和市権利擁護マニュアルによる高齢者虐待の理解促進（高齢福祉課）

②法人後見や市民後見等の仕組みづくりや市長申立て等の利用補助を行うとともに、成年後見制度利用促進基本方針に沿って、成年後見制度の普及促進を図ります。

取り組み例	担当課
・成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人を養成し活動を支援するとともに、市社会福祉協議会による法人後見事業 [※] を支援します。 また、地域における連携ネットワークや中核機関の機能整備を検討するとともに、既存の地域資源の活用や福祉施策との連携、また、成年後見制度の利用に関する基本計画の整備のために、庁内関係課、市社会福祉協議会、及び外部の関係機関と連携します。	健康福祉総務課
・成年後見人制度の利用にあたって、本人や親族ともに申立が難しい場合に、市長が申立を行い、制度を利用できるように支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課
・成年後見制度の利用が必要な高齢者や障がい者に、成年後見人制度の申立に係る経費及び後見人の報酬を助成します。	高齢福祉課 障がい福祉課
・市社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類管理サービスに対する助成を行います。	障がい福祉課

[※]【法人後見事業】：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人、補助人となって判断能力が欠けている等の理由で成年後見制度が必要な人の財産保全、身上監護を行う事業。

③権利擁護の意識を高めるため、普及啓発に努めます。

取り組み例	担当課
・市民の権利擁護意識を高め、また、成年後見人制度の理解促進を図るため、成年後見制度に関する講演等、普及啓発を行います。	健康福祉総務課 高齢福祉課 障がい福祉課
・共生社会の実現に向けて障がい者差別の解消を図るため、広く市民に向けて講演会等の普及啓発を行います。	障がい福祉課
・障がい者差別の解消に向け、市の施設及び事業において合理的配慮 [※] を提供します。	関係課

【その他関連する取り組み例】

- 大和市権利擁護マニュアルによる成年後見制度の理解促進（高齢福祉課）

※【合理的配慮】：障がい者から日常生活や社会生活上の障壁の除去が必要であるとの意思が表明された場合、過度な負担にならない限り、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を提供することが自治体には義務付けられている。例えば、車いすの方への手助けや、筆談や読み上げによる対応などがあげられる。

基本目標 2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

【個別目標 5】 福祉への理解と関心を高めます

《現状と課題》

- 地域共生社会の実現に向け、誰もが安心して暮らせるまちづくりには、市民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠となっています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、地域で助け合いを進めていくことについて、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」や「個人では難しいので、地域の団体などが中心となって取り組む方がよい」と考える人がそれぞれ3割台となっています。一方で「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」と考える人は約1割にとどまっています。行政を中心に考える人よりも、市民の協力や団体活動等を中心に考える人が多くなっていることから、地域における助け合い・支え合いに対する理解は広がっていると見込まれます。このような理解が具体的な行動・活動につながっていくよう、市民・団体・事業所等の理解・関心を継続的に高めていくことが必要です。

《取り組み方針》

- 地域住民一人ひとりが地域でお互いに支えあう意識を高めることができるよう、福祉に関する教育や啓発を継続的に実施します。

《主な取り組み》

①福祉課題に関する講演会やキャンペーン等を実施し、広く福祉を啓発します。

取り組み例	担当課
・市民に広く福祉を啓発するため、福祉分野で貢献した方の表彰や福祉に関する講演等を行う「福祉の日」の集いを開催します。 ・犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、非行予防や罪を犯した人の立ち直りに関する講演や街頭キャンペーン等の普及啓発を行います。	健康福祉総務課
・市民が認知症の人へ理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる、支えあうまちづくりを目指し、講演会の実施等により、認知症やその予防について正しい知識を学ぶ機会を提供します。 ・認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、支援する地域社会をつくるため、民間企業や学校等で「認知症サポーター養成講座」を実施します。	高齢福祉課
・自殺の現状や背景など自殺対策への市民の理解を深めるため、自殺対策講演会等を実施します。	障がい福祉課

②福祉の心が培われるよう、学校等と連携し、体験や交流を通じた福祉教育の推進に取り組みます。

取り組み例	担当課
・障がい者スポーツの体験や選手との対話を通じて、児童・生徒の福祉への理解と関心を高めることを目的に、学校との連携により「車いすバスケットボール体験講座」を実施します。	健康福祉総務課
・中高生を対象に、高齢者や障がい者、児童等とのふれあいを通じ、思いやりの心を育むことを目的として、社会福祉施設での体験学習を実施します。	
・福祉の心の育成や社会福祉に対する理解と関心を高めることを目的に、学校との連携により各種講演会を開催します。	
・市民まつり等の多くの人が集まる機会を捉え、福祉の啓発活動を行い、親子や友人同士等にも福祉に対する理解や関心を高める機会を提供します。	

③社会福祉法人による地域間交流の促進等の取り組みを支援します。

取り組み例	担当課
・社会福祉法人の地域貢献を促進するため、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画 [※] を審議します。 ・市社会福祉協議会が推進する市内社会福祉法人のネットワーク構築の取り組みを支援します。	健康福祉総務課
・旧地域作業所 [※] や障がい者に対する理解の促進を図るため、障がい者地域作業所展示即売会を実施し、障がい者の就労移行支援 [※] 、就労継続事業所 [※] 等の活動内容の紹介、展示販売を行います。	障がい福祉課
・社会福祉法人が行う地域交流事業への協力支援を行います。	関係課

※【社会福祉充実計画】：社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、社会福祉充実財産を明らかにした上で計画的に再投資を行うための計画。

※【地域作業所】：在宅の障害者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、創作的活動・生産活動等を行う通所施設。

※【就労移行支援】：一般就労（企業・事業所での就労）等を希望する障がい者に、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労支援を行う職業訓練。

※【就労継続事業所】：一般の事業所での雇用が困難な障がい者に対し、就労機会の提供や生産活動機会の提供、就労に必要な訓練等の支援を行う事業所。

【個別目標 6】 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します

《現状と課題》

- 全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっていると言われてしています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、地域の人が困っていた場合にできる手助けとして、「災害時の手助け」「安否確認の声かけや見守り」を挙げた人が3割以上、「話し相手や相談相手」「ちょっとした買い物やごみ出し、草刈り」を挙げた人も2割以上います。こどもの預かりや外出介助等、生活上の困りごとに対する潜在的なニーズが増加し、支援を必要としている人がいる一方で、地域福祉活動に参加意向のある人、支援をしたい人も少なくありません。調査結果にみられたような市民の共助意識の実現を促進していく仕組みづくりが求められます。
- 当事者団体を対象とした調査の結果によると、障がい、子育てなど、それぞれ同じ悩みを抱えている人がいます。そのような人の負担を軽減したり、地域の中で顔の見える関係をつくる必要があります。

《取り組み方針》

- 今後進展が予想される人口減少・少子高齢化に備え、地域で支え合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。
- 住民主体による相談支援力の向上を支援します。

《主な取り組み》

①市民ボランティアの育成や社会福祉協議会の活動支援を行います。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会が行う世代間交流や子育て支援など地域のつながりを推進する活動の支援を行います。 ・市民ボランティアの育成、活動支援に向けて、市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営支援を行います。 	健康福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防と認知症に関する普及啓発および、地域における自発的な介護予防活動の支援を目的として介護予防サポーターの養成を行います。 ・市内11地区の地区社会福祉協議会の育成・活動支援を目的として「ふれあいネットワーク事業」を実施し、高齢者の見守りやサロン運営、生活支援等の活動を行う地域ボランティアの育成や活動を支援します。 ・認知症サポーターを対象に、認知症への理解をさらに深め、地域で活動できるサポーターとなることを目指し、「認知症サポーター育成ステップアップ講座」を実施します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気付き、行政の窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶため、「こころサポーター（ゲートキーパー）」の養成を行います。 	障がい福祉課

取り組み例	担当課
・障がいの主な特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活において障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助け等を実践する「あいサポート」を養成します。	障がい福祉課

【その他関連する取り組み例】

- 子育てボランティアの育成（健康福祉総務課、こども総務課）

②市民や地域の活動団体等と連携し、誰もが地域で暮らしやすい仕組みづくりを支援します。

取り組み例	担当課
・福祉有償運送 [※] の適正な運営を確保し、公共の福祉の増進を図るため、事業者、利用者等で構成する福祉有償運送運営協議会を運営します。	健康福祉総務課
・高齢者の日常生活の支援を行う体制を充実させるため、様々な実施主体による見守りや支え合い活動等を行う第三層の活動も伴う「協議体」の設置を進めるとともに、資源開発やネットワークの構築など、協議体の活動の中核的な役割を担う「地域支え合い推進員」の配置を行います。	高齢福祉課
・NPO法人との協働により外出介助を実施し、移動に制約のある高齢者や障がい者の外出支援を行います。	障がい福祉課
・育児を援助したい市民と育児の援助を受けたい市民とを地域でマッチング支援するファミリーサポートセンター事業をNPO法人に委託して運営します。	すくすく子育て課

③当事者団体の活動支援を行い、同じ悩みを抱えた人同士の情報交換や地域との交流を図ります。

取り組み例	担当課
・認知症当事者や介護者の悩みを軽減するため、当事者同士、介護者同士で気軽に語り合う交流会等を開催して支援します。	高齢福祉課
・障がい者と同じ立場で共感的な支援を行えるように、大和市心身障害児者福祉団体連合会の会員を相談員としてピア相談 [※] を実施します。	障がい福祉課
・母子寡婦の情報交換・交流を支援するため、母子寡婦福祉会の支援を行います。	こども総務課

※【福祉有償運送】：一人で公共交通機関を利用することが困難な障がい者や高齢者等を対象としたドア・ツー・ドアの有償移送サービス。

※【ピア相談】：障がい者団体等の自助グループで、同じ境遇にある仲間同士で語り、互いに支持し合えるカウンセリング方法。大和市では障がい者団体の代表等が相談支援を行っている。

【個別目標 7】 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります

《現状と課題》

- 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的な孤立、引きこもり等が社会問題となっています。社会的な孤立や引きこもり等の増加は、必要な支援の発見を遅らせる要因として、また、フレイル*や要介護者の増加を促進する要因として懸念されています。
- 自治会、民生委員、地区社協を対象にした調査の結果によると、いずれの調査においても地域の問題点として「住民同士のつながりが希薄である」が多く挙げられており、地域コミュニティの再構築が重要となっています。
- 市民を対象とした調査結果によると、社会的孤立や引きこもりに関して地域ができることとして、「誰もが立ち寄れる居場所をつくる」を挙げた人が4割に上っています。
- 孤立しがちな人、課題を抱えて引きこもりがちな人も含め、誰もが生き生きとした生活が営めるよう、身近な地域での交流・社会参加を促進することが求められています。

《取り組み方針》

- 地域の人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進め、世代や分野を超えた交流を図るとともに、講座やイベントの実施など、より多くの人に利用してもらえるよう居場所の充実を図ります。また、誰もがその人らしく生き生きとした生活が送れるよう生きがいつくりや社会参加の場をつくります。

《主な取り組み》

①だれもが気軽に集い、世代を超えた交流や専門職への相談ができる場をつくります。

取り組み例	担当課
・市内 11 地区で、民生委員児童委員が身近な場所から子育てを支援する場である子育てサロンの運営を支援します。	健康福祉総務課
・子どもから高齢の方まで気軽に集える地域の居場所「ぷらっと」の運営を行います。「ぷらっと高座渋谷」では、市職員が相談に対してアドバイスを行い、必要に応じて地域包括支援センターや他の専門機関につなげます。 ・認知症の方とその家族を中心に、専門職・ボランティアなどの市民が気軽に集い、交流できる「認知症カフェ」を開催します。	高齢福祉課
・市内 7 か所の認可保育所を「地域育児センター」として運営し、保育所入所児童と地域の児童との交流保育や高齢の方との世代間交流、保育士による育児相談などを行います。 ・親子が天候にかかわらず安心して過ごせる空間「屋内こども広場」を運営し、子どもの健やかな成長、子育て世帯の親子の交流の促進等を図ります。	ほいく課

*【フレイル】：加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態（心身的な虚弱の状態）。

取り組み例	担当課
・子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援機能の充実を図るため、気軽に集え相談できる場として「子育て支援センター」や「集いの広場（こどもーる）」を運営します。	こども総務課
・65歳以上の人を対象に、転倒予防、認知症等の介護予防に関する内容を盛り込んだレクリエーションを通じて身近な地域の人との交流を図る「ひまわりサロン」の運営を行います。	健康づくり推進課

【その他の関連する取り組み例】

- 介護者教室の開催（高齢福祉課）
- 地域活動支援センター「コンパス」の運営（障がい福祉課）

②子どもが安心できる地域の居場所をつくります。

取り組み例	担当課
・無料もしくは安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を実施する団体を支援することにより、子どもの「孤食」を減らすとともに、世代間交流や学習支援の場も含めた子どもにとって安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を進めます。	こども・青少年課

③生きがいつくりや社会参加の場をつくります。

取り組み例	担当課
・高齢の方の閉じこもりや孤立を予防し、社会参加を促進することを目的に、地区社会福祉協議会が市内各所で開催する「ミニサロン」の運営を支援します。	高齢福祉課
・高齢の方の経験と能力を活かし、生きがいとして働く機会を提供している公益社団法人大和市シルバー人材センターの運営を支援します。	
・障がい者のスポーツ・文化活動の支援の一環として、神奈川県障害者スポーツ大会への派遣及び大会への同行支援を行います。	障がい福祉課
・単独での外出が困難な障がい者にガイドヘルパー [※] が同行し、主に余暇機会の提供を行います。	

【その他関連する取り組み例】

- 老人福祉センターの運営（高齢福祉課）
- ゆめクラブの活動支援（高齢福祉課）
- 市民大学の開催（高齢福祉課）

[※] 【ガイドヘルパー】：移動介護従事者。身体障がい、知的障がいなどにより一人で外出するのが困難な障がい者に必要なサポートを行う介助者。

【個別目標 8】 地域福祉活動団体との連携をすすめます

《現状と課題》

- 地域では様々な団体が福祉活動をしています。地域で支え合う力を高めていくため、これらの団体同士が相互に連携し、ネットワークを強化していくことが必要とされています。
- 自治会、民生委員、地区社協、社会福祉法人、専門職を対象とした各調査の結果によると、既に多様な連携が進んでいる状況が現れていました。その一方で、地域課題の多様化、複雑化に伴い、連携相手や連携のあり方等に新たなニーズが生じている状況も現れていました。地域課題の変化に対応した連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。
- 民生委員を対象とした調査結果によると、民生委員活動に「とても負担に感じる」「やや負担に感じる」という人が6割以上にのぼる一方で、「とてもやりがいがある」「やりがいがある」という人も、ほぼ同じ割合にのぼっています。各担い手のやりがいや安心を確保し、活動の継続を支えていくためにも、活動支援の充実が求められます。活動支援については、人材育成にとどまらず、情報提供、活動広報、さらには、専門職・専門機関によるバックアップ体制の確保や技術的支援など幅広く検討していくことが求められます。

《取り組み方針》

- 民生委員・児童委員や地域福祉の活動を行っている団体が、円滑に活動が行えるよう支援するとともに、担い手の確保に努めます。また、各団体と連携し、地域住民に対する支援制度の充実を図ります。

《主な取り組み》

- ① 避難行動要支援者支援制度や、災害時における要配慮者の避難支援体制の整備について、自治会、地区社協、民生委員・児童委員など地域の支援者との連携を深め、取り組みを進めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難行動要支援者の避難支援体制構築に向けて、平常時から自治会、地区社協、民生委員・児童委員の三者と要支援者の情報を共有し、実効性のある避難支援がなされるよう取り組みを進めます。 ・避難生活施設での集団生活が困難と認められる高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対する支援体制の整備を進めます。 	健康福祉総務課

- ② 民生委員・児童委員が円滑に活動が行えるよう支援するとともに、担い手の確保に努めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が、円滑に活動ができるよう推進体制を確保します。 	健康福祉総務課

③地域福祉の活動を行っている団体への活動支援を行い、地域の支え合う力を高めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、公私協働による地域の支援力向上に取り組みます。 ・日常生活圏域を基盤に福祉活動を推進している地区社会福祉協議会の取り組みを支援します。 	健康福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域を基盤に住民自治活動を推進している自治会や福祉活動を推進している団体などの取り組みを支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市福祉推進委員会の活動支援を通じ、地域全体へ福祉の心の育成と啓発を図ります。 ・大和・綾瀬保護司会大和地区会及び大和市更生保護女性会の活動支援を通じ、地域住民に対し犯罪や非行のない地域づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう企業等に働き掛けを行います。 	

【その他関連する取り組み例】

- 大和市社会を明るくする運動推進委員会の支援（健康福祉総務課）
- 大和市赤十字奉仕団等の支援（健康福祉総務課）
- 大和市戦没者遺族会及び大和被爆者の会の支援（健康福祉総務課）

VI 成年後見制度利用促進基本方針

1. 基本方針の趣旨と位置付け

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、成年後見制度の利用の促進を図るため、2016年（平成28年）5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

成年後見制度利用促進法第23条には、下記の通り市町村の講ずる措置が規定されました。市においても認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、法の趣旨及び第23条の規定を受けとめ、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進に関する調査審議機関の設置について検討していきます。

この基本方針は、成年後見制度利用促進に向けた市の基本的な考え方を示すことにより、（仮称）大和市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）の策定の方向性について検討することを趣旨とします。

《成年後見制度の利用の促進に関する法律》

（市町村の講ずる措置）

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 現状と課題

「Ⅲ 市の現状と課題」に示した通り、要支援・要介護高齢者、知的障がい者、精神障がい者ともに増加傾向にあります。また、高齢単独世帯や高齢の非保護世帯も増加傾向にあります。こうした状況を背景に成年後見制度の利用者の増加が見込まれます。

特に認知症者数の増加は顕著であり、早急な対応が必要となっています。既に、市の認知症者数は約8,600人（2016年（平成28年）6月現在）となっています。要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者はその一部ですが、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の4年間で848人も増えました。

認知症者数全体では、2025年（平成37年）には1万800人まで増加すると予測されており、市では2016年（平成28年）9月に「認知症1万人時代に備えるまち やまと」を宣言したところです。迫りくる認知症1万人時代に備えて、成年後見制度利用促進に向けた体制整備は課題の一つとなっています。

《要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者の推移》

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
計	1,833	2,063	2,324	2,486	2,681

資料：第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

《市長申立による法定後見制度の利用件数》（再掲）

	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012 (平成24年)	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
計	5	3	10	9	12	13	12
高齢者	5	3	10	8	12	8	6
障がい者	-	-	-	1	0	5	6

資料：保健と福祉

他方で、一般の市民、当事者の間でも、成年後見制度の周知が進んでいない様子が確認されたほか、当事者には成年後見制度の利用に対する不安・懸念がある様子も確認されました（Ⅲを参照）。また、2012年以降は、市長申立による制度利用者数が十数件程度で推移しており、それ以前に比べると増加したものの、制度の対象者数に比べて少ないと想定されます。

成年後見制度に対する啓発や情報提供等により、制度に対する正しい知識の普及を図るほか、地域における連携ネットワークを通じて、利用者本位で信頼度の高い制度構築・運営ができるようにしくみづくりを進めていくことが課題となります。

3. 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。今後の成年後見制度の利用促進にあたっては成年後見制度の理念であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本において考えていく必要があります。

また、これまでの成年後見制度は、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する視点が欠けていると指摘されています。このため、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点も重要となります。

以上を踏まえ、市においては、以下の3点を基本的な考え方として掲げます。なお、市の基本計画策定にあたっては、この基本的な考え方をもとにさらに検討を加えることとします。

《成年後見制度利用促進にあたっての3つの基本的な考え方》

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③身上の保護の重視（財産管理のみならず、身上保護も重視）

4. 取組みの方向性

基本的な考え方をもとに、市において必要となる取組の方向性を体系化します。

《成年後見制度利用促進にあたっての3つの基本的な考え方》

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③身上の保護の重視（財産管理のみならず、身上保護も重視）



《成年後見制度利用促進にあたって取組みの方向性》

必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、地域における権利擁護支援のネットワークを構築し、制度利用のメリットを実感でき、安心して利用できるしくみづくり・環境整備を行う

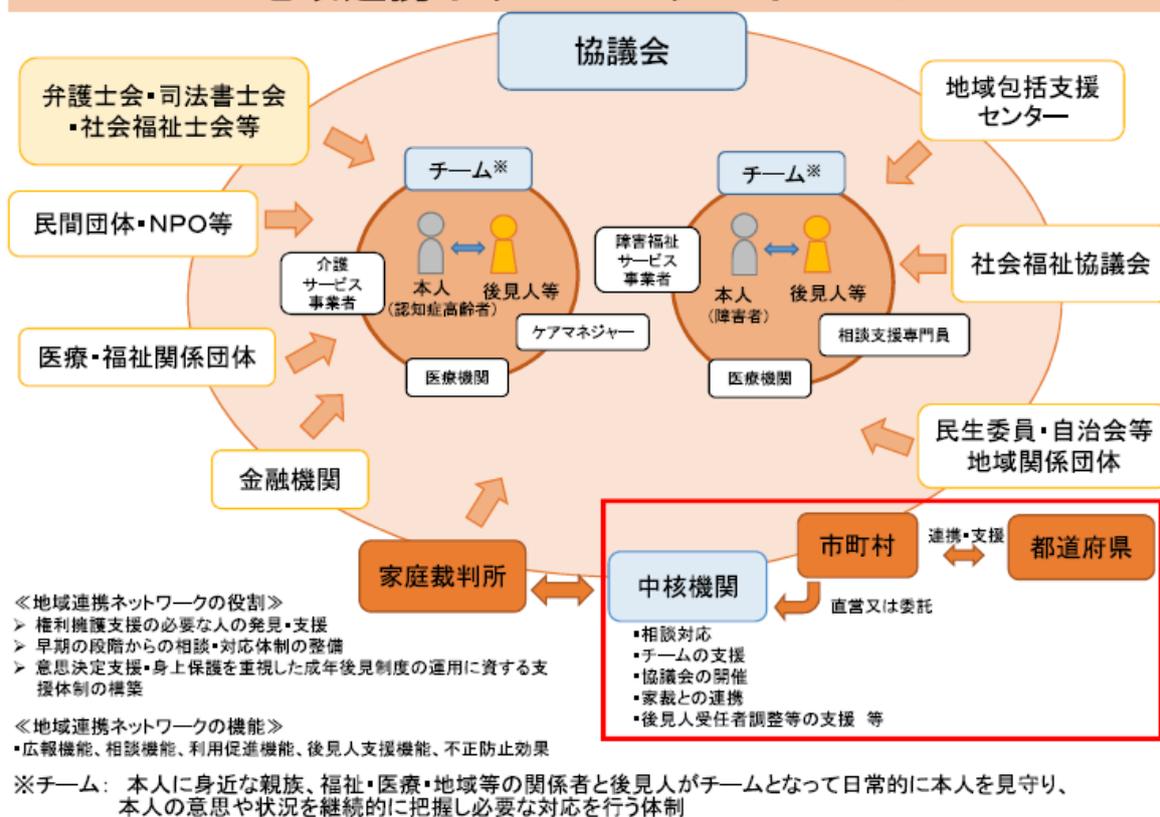
権利擁護支援の地域連携
ネットワークの構築
(地域の体制づくり)

- 地域連携ネットワークの計画的・段階的な整備
- 地域ケア会議、地域包括ケア会議等の既存の資源・しくみの活用
- 支援・見守りに関わるチーム体制の整備
- 地域連携ネットワークの諸活動を支える協議会の設置
- 地域連携ネットワークの運営の中核となる機関の設置
- 市民後見人等の養成、地域の担い手の育成
- 市民後見人・担い手の支援、フォローアップ

成年後見制度の利用促進

- アウトリーチ活動等を活用した権利擁護支援の必要人の早期発見・把握の体制・しくみづくり
- 広報・啓発等による周知・理解促進
- 身近な相談支援体制の整備
- 不正防止のしくみづくり
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の検討
- 任意後見制度の周知促進

地域連携ネットワークのイメージ



資料：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」